平成26年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

招集月日	平成26年9月11日(木)
会議場所	市役所 4階 大会議室
開会日時	平成26年9月11日(木) 午前 9時00分
閉会日時	平成26年9月11日(木) 午後 2時32分
委 員 長	金澤 孝太郎
委員会出席 議 員	
委員長	金澤 孝太郎
副委員長	川﨑 葉子
委員	岡田 恒雄 中野 昭 織田 京子 坂本 晃 矢部 一夫
欠 席 委 員	なし
議長	
委員外議員	菅野 博子 (紹介議員)
傍 聴 者	7 人

議題

議案番号	議	題	名	審査	
	戒			結 果	
第 6 1 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原 案			
		, e	<i>₹ 1</i> 1	可 決	
第81号	平成26年度鴻巣市	i 一般会計補	正予算 (第3号)	原案	
	のうち本委員会に付	・託された部	分	可 決	
第85号	平成25年度鴻巣市	一般会計》	や算認定について	認定	
	のうち本委員会に付	・託された部	分		
議請	「集団的自衛権行例	世容認の閣議	義決定を撤回する	不採択	
第 2 号	ことを求める意見書	・」提出につ	いての請願	1 1/1 1/2	

委員会執行部出席者

(秘書室)	(総務部)
-------	-------

秘書室長兼秘書課長 武井 利男 総務部長 原 光本

総務部副部長 原口 信義

(経営政策部) 総務部副部長兼収税課長

経営政策部長 志村 恒夫 今井 司

経営政策部副部長 田島 史 総務課長 榎本 智

経営政策課長 飯塚 孝夫 職員課長 堀 雅勝

財政課長 根岸 孝行 市民税課長 関根 和俊

情報政策課長 大島 健次 資産税課長 佐藤 康夫

収税課副参事 早川 宏人

契約檢查課長 笹野 一郎

吹上支所長 田島 好夫

川里支所長 藤村 和幸

会計管理者兼会計課長

野口 泰三

監查委員事務局長

石井 正明

 書記
 竹 井 豊

 書記
 篠 原 亮

(開議 午前9時00分)

(委員長) ただいまより政策総務常任委員会、2日目の会議を開催いたします。

まず初めに、岡田委員より訂正の申し出がございましたので、これを 許可いたします。

_____。そのことについて取り消しをお願いしたいということで発言の許可をいただきました。よろしくお願いします。

(委員長) ただいま取り消しの発言について許可することにご異議ご ざいませんか。

(異議なし)

(委員長)ご異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願いたいと思います。

次に、昨日の質疑の中で資料請求がございまして、お手元に配付されていると思いますが、これについて何か補足があればお願いします。

(財政課長) 皆さん、おはようございます。

昨日の委員会にて、委員さんのほうから提供資料ということで、まず 1番目に平成25年度決算の執行残額の1,000万以上の事業ということ で一覧表がお手元にあると思うのですけれども、こちらのほうが執行 残で多い順に並べてみました。上から27事業ございます。1,000万以下 につきましてはその他で集計させてもらいまして、執行残の合計が決 算書の歳出の不用額のところと一致してありますので、16億6,521万 935円という形で数字のほう合っておりますので、この表のほうを提出 させていただきます。 それから、2枚目のほうですけれども、岡田委員さんのほうから請求 ございました埼玉県都市競艇組合配分金額一覧表ということで、A4 の縦形なのですけれども、こちらのほうに今までの配分金の一覧が表 示してあります。年度、それから1市当たりの配分金が真ん中である のですけれども、こちらのほうが各市のほうに配分として、これは市 町村大小かかわらず統一の金額でございますので、それが各年度に交 付されております。集計いたしますと、平成25年までの一番下にあり ますように78億9,214万3,000円という数字になっております。

以上でございます。

(委員長) はい、ありがとうございます。

それでは、議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定のうち本委員会に付託された部分について、本日は歳出の執行部の説明から入らせていただきたいと思います。

それでは、執行部の説明、よろしくお願いします。

(説明省略)

(委員長)以上で執行部の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時13分)

 \Diamond

(開議 午前10時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの平成25年度の人件費決算資料について、職員課のほうから 25年度の決算と24年度の比較についてお手元のほうに資料を提出いた だきましたので、ご確認願いたいと思います。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑 ございませんか。

(岡田)原口市長が人件費を減らして700人にする、700人にするということを今盛んに言っている。事実だんだん少なくなってきてはいるのかもしれない。そのことが執行できない部分に当てはまっている部分があるのではないかなというふうに見えるのだけれども。要するに

人数が足りないために、これは大変な思いして一生懸命頑張ったけれ ども、やっぱり残ってしまったという部分がありはしないかなという ふうに思っておる。それともう一つは、欲張って予算のとり過ぎ。何 とか頑張ってやってみようという精神は立派だけれども、結果的には やっぱり無理だったなという部分があるのではないかなというふうに 思います。このことを答弁するのは、執行部の皆さんは市長を批判し ているように受けとめるかもしれない。そうではない、決して。どう でしょうか。一生懸命やった結果でしょうか。

(委員長) 答弁を求めます。

(財政課長) ただいまの質問ですけれども、予算額が大きくなりまし て 、 そ れ に 伴 っ て 人 件 費 と い う か 、 職 員 数 の 削 減 で す か 、 に 伴 う 逆 効 果なような、ということだと思うのですけれども、実際今回の不用額 等を見ますと、というのはなくて、どうしてもそれがなくて執行残が 出てしまったとか、そういうものは私のほうからはちょっと見受けら れないような気がするのですけれども、確かにここ何年かは繰越明許 とか、そういうのありますけれども、これだけ建設というか、投資事 業がありますものですから、確かに事業数は多くなっているとは思い ます。ただ、その辺は適材適所の配置があるものですから、それなり の配置はしてあると思います。

それとあと、明許というか、その辺の繰り越しなり不用額ということ は、相手があるものですから、なかなかその辺の進捗状況が思ったよ りも図れないというのが実情なのかなと思っております。ただ、やは り明許にしろ予算にしろ、1年、2年にはその事業のほうは進めてい っている状況でございますので、その辺は職員が少ないから対応でき ないというようなことではないかと私のほうは思っております。

以上です。

(岡 田) 私 の 質 問 の 仕 方 は 、 う ん と 譲 歩 し た 質 問 の 仕 方 な の で 。 そ れ で、どういう答弁が来るのかなと思ったらいつもと同じような答弁で、 甚だ不満なのだけれども、例えば「笛吹けど踊らず」という言葉があ るよな。超過勤務手当なんかどういうふうに指導している、これ。ど

うにもなりませんか、この超過勤務手当は。超過勤務手当が少ななるということは、ほかにしわ寄せが行くかもしれないよ、それはないけれども。ほかの仕事が間に合わないから、やっているのかもしれないけれども。だけれども、まだまだやり方があって、臨時職員を使うという手がありますよね、手が。役所の場合にはね。例えばでり、そういう手がありますよね、手が。役所の場合にはね。ののはないる人たちもいるのではない、少なくしなさい、少なくしなさい、少なくしなさい、少なくしなさい、少なくしなさい、少なくとも改善しない。超過勤務手当は少なくしなさい。超過勤務手当ないのかな。それではっとと長いやつをスパンで出してもらわれていたのかな。それでは何か隠し事があるのではないのかなというふうに思われてもやむを得ない。超過勤務手当の書類、いいものがあったら出してください。

(職員課長) 超過勤務手当のここ数年の時間数ということでよろしいでしょうか。

(岡田) 過去何年かに出てくるから、それあったら出してください。

(職員課長)はい。では……

(岡田) 今もらったの1年分っきりですから。1年分では比較対照にならないかなと思ってね。事によると、もっとうんと減ってしまった年もあったかもしれないし。

(職員課長)数字はつかんでおりますので、その数字を申し上げるということでよろしいでしょうか。数字はつかんでおりますので、その数字を今。

(岡田)後からということ。

(職員課長) いや、今申し上げますので、それでよろしいでしょうか。 (岡田) 口で言うのではわからない。紙。

(職員課長) わかりました。

(岡田) そのくらいのことは当然のことだけれども、ちゃんとできているでしょうに。書類として。

(職員課長)はい。

(岡田) 書類としてできなくては何もできないよ。

(職員課長)わかりました。では、これ提出させていただきます。

(岡田) こっちも動くのでは書かなくてはならない。

(職員課長) わかりました。

(岡田) だめだよ、こっちに手間かけさせては。こっちは次のこと、何を言おうかと思って考えているのだから。今あったら持ってきてよ。 (総務部長) 超過勤務手当の時間数……

(岡田)だから、それ全部載っているのではない。1人頭何時間とか、時間まで。そういう書類を俺はもらったことあるのだ、今までずっと。では、それは担当がつくってくれたのかもわからないよ。

(総務部長)本会議の資料として、25年度の各課別の超過勤務の詳細と1人当たりの時間というのは議会のときにお配りはしてありますので、25年度についてはその資料はお配りしてあります。

(岡田) 25年度。

(総務部長)25年度はですね。ですから、それと同じもの。

(岡田) いや、それではなくて、前と比較したいからと。では、前の ときと、こっちが見つけてきてやらなくてはならないから。

(総務部長) それと同じもの。

(岡田)要するにことしのと、ことしの決算、今の決算と何年か前の が見たいわけなの。では、それでは去年の決算のこれを持ってきて比 べればというのは、それではなかなか大変だから、今わかればいただ きたいなと。特に私はそれを言っているわけで。超過勤務手当の件。

(総務部長)今回お出ししている各課別の超過勤務の記録については 毎年度提出しておりますので、その過去3年分でよろしいでしょうか。 を用意させていただいて。

(岡田) そのくらいで結構。

(総務部長) お配りさせていただきます。

(岡田) それと同時に、特殊勤務手当も見直しをするという約束をしているのだ。特殊勤務手当。これは、一般から比べてどうも特殊勤務

手当に当たらないよというのが鴻巣には見える。よそと比較しても。 それを見直すという約束を以前に、執行部としているのだけれども、 これ見直しされているか、これではわからない。

(職員課長)特殊勤務手当につきましては、県内各市の特殊勤務手当の支給状況でありますとか現在の支給実績等を考慮しまして、既に各全庁的に存続するのか、廃止するのかあるいは新しくつくるものはないのか、その3点から既に全庁的な調査をしております。その結果に基づきまして、それを取りまとめまして、近く今度副部長会議等を経まして案を作成した上で職員組合と協議を重ねまして、それでその後条例化に向けて作業を進めていきたいというふうに思っております。

(岡田) それは、副部長会議で話し合いをした結果、今のやり方で決定をしたということですね。

(職員課長)はい。

(岡田) そうすると、今まで、では文書がありませんから、改定され たのか、改定されないで今までどおりだったのか言ってください。

(職員課長)現行の特殊勤務手当の中で、要するにその内容、例えば 月額であるものを日額にするとか、あるいはその金額の面であるとか、 あるいはこの手当を必要ないであるとか、あるいはこの手当は新たに つくったほうがいいのではないか、そういうような視点から今各課か らも出していただいた状況ですので、それを現在職員課としてもう取 りまとめてあります。それを今後副部長会議という中でもんでいただ きまして、案として固めるということでございます。

(岡田) 俺金額ことを言っているのではないのだよな。種類のことを言っているのだよ、種類のこと。金額のことなんか、100円下げました、150円下げましたと言ったら終わりのことで。種類。職種。

(職員課長) その見直しの中には当然種類も入ってございます。例えば存続するといった場合にでも、例えばこの金額は多い、少ないというものもありますので、その種類と金額とか、あらゆる面を含めての見直しの作業を今やっているところでございます。

(岡田) それが妥当だよね。私は、見直しをするときに、むしろ徴税

義 務 が 特 殊 勤 務 手 当 で あ る と 俺 ず っ と 言 っ て き た 、 今 ま で 。 そ れ は 、 専門家から見てどうだかわからないよ。だけれども、周りから見るに ついて、あれは特殊。なぜかというと、恐怖感を覚えなくてはならな い。嫌な思いする。それを同じ時間で、同じ勤務状況の中でやった場 合に誰がやりたがりますかと。嫌な仕事だよ、あれは。嫌な仕事。そ ういうのが専門的に特殊勤務に当てはまるかどうかわからないけれど も、そういうことも考えたほうがいいのではないのかなというふうに 思って。ただ、よそのまちでそれをやっていないから、恐らくやって い な い と 思 う 、 特 殊 勤 務 手 当 に は 当 た ら な い の か な と 思 う 。 そ れ が 今 男の人でも女の職員でも差し押さえに行って嫌な思いしてやっている のだわ。だから、それは真面目に納税している人とそういう人を比較 したときに雲泥の差があると思うのだ。納税の義務がある。滞納者も 知っている、それはね。承知で納めない人がいっぱいいるのです。ま して住宅事情が変わってしまって、今セキュリティーが発達してしま ったから、なかなかそこの人と会えないというようなことも出てきた。 これは、大変な仕事がこれからますます行政の中でこの問題について はふえてくるのではないかなというふうに思うのだよね。いい方法、 テレビなんかではよくやっていますけれども、何としても。ずうずう しいやつが勝ちですから。あったって払わないのが勝ちなのです。何 年かたてばいいやって感じ。もらうやつはもう一生懸命もらって、払 うのを払わない。NHKが考えてきた。NHKも、あれも1件徴収す るとかなりのお金がもらえていたのです。ところが、今お金を払わな い人には公開番組に入場させない。だんだん、だんだんそういうふう になってきた。それはそうですよ。払っている人のお金で番組をつく っているのですから。総務部長、何かあるのだと。ある。

(職員課長)特殊勤務手当の見直しにつきましては、繰り返しになりますけれども、県からのいろんな指導等もございます。あくまでも他市町村との状況、県内の状況もございます。あとは、徴収に関しましてはその徴収の実態なんかもございますので、その辺全体的に精査しながら今後進めていきたいと思っております。

以上になります。

(岡田) Gメンというやつはすごい権限を持っているのだよね。 裁判 所の許可要らないのだよ。裁判所の許可要らないでよそのうちへ行っ てあれはここだ、これはこうだとできる。こんな商売なんか、こんな 仕事はない。警察官ではそんなことできないから。そのすごい権限を もっと有効に利用してやったほうがいいのでないかなということで。 それで、鴻巣市がやりやすいかやりにくいかは別、何年か前に、正式 な名称何といったかな、許可権者を副市長にしていたのだよね。副市 長。判子だ、判子。要するに判子押せるやつ。最高責任者。差し押さ えに行っていいよとか悪いよとかという、そういう部分で。それで、 私はそれではだめだということで、そして課長クラスまで下げたの。 やりやすくなったと思う。何だか知らないけれども、俺は今職員課長 と話ししているのだけれども、その中間で何だか知らないけれども、 やりとりをされていたのでは質問できないよ。あとは、この税金の徴 収の問題についていろいろなところ、幾つかの市を視察しているので すよね。あ、これはいい方法だなというやつも中にはあった。それは、 短いスパンで物事を考えるのでなくて、ことしかけた費用をことし税 金で集めるのだと、こんなみみっちい根性ではだめ。この費用は将来 絶対市のためになるというふうなことで、要するにわかりやすく言う と今人件費が多くても、集めてくる税金が少なくても将来絶対役に立 つ、こういうのをやっているところなんか、典型的なのは京都市だね。 やっぱりそういうふうにやっていかないと、差し引きゼロでやってい きましょうというのではなかなか取れないかもしれないと思います。 ましてこういうふうな時代になると余計に税金の徴収というのは難し くなってきて、そうすると市の財政も圧迫するようになってくるので はないのかな。あとは、今度は歳出のほうも考えなくてはならない。 せっかくみんなが一生懸命働いて何とか払った銭をいいかげんな使い 道されてしまったのでは嫌になってしまうから、大事に使っておかな いとね。少ない金額で大きな効果が出るようでないとね。一般的には わからないけれども、働かないで遊んでいるやつに医療費ただでやっ

たり、こんなこと聞いたら働くの嫌になってしまうから、本当に。そ ういうことも考えながらこれからやっていっていただきたいというふ うに私は思っているのです。課長、どうですか。

(職員課長)諸税に限りませんけれども、収税は収税で市の財政的な面から非常に重要な部分だというふうな当然認識はしておりますけれども、この限られた職員数の中で、その職員配置につきましても、要するに大きな事業が例えば終わったところもございます。24年度と25年度比較した場合に、職員数減っている課も当然あるのです。当然ふえている課ももちろんございますので、その中で原課の要望に沿った職員配置ができるようにこれからも努力してまいりたいと思います。

(岡田) そういうことは、副市長や市長に声として上がります。皆さんの声が。大変なのはわかっていると思いますけれども。こうしたらいいのではないのかということがもう一歩必要なのではないかなと私は思う。

では、もっと中身聞くけれども……手挙げている。

(職員課長)各課の要望等に関しましては、課長ヒアリング、それから部長ヒアリング等を実施しておりますので、それで各課の現状でありますとか、今後の事業の見通しでございますとか、その辺も把握してございますので、それをもとにして人事は行っておりますので、それは上層部にも伝わっておるものと考えております。

(岡田) ここにいる部長さんもさらに課長さんや副部長さんの間に入ってよく話をしていただきたい、こういうふうに思う。

それから、臨時職員を何人か、何時間か頼んでいるようだけれども、 どの程度になります、この金額で。126万円で。臨時職員。何人で何時 間。恐らく126万円ではそんなに多くないから。

(今何ページですかの声あり)

(岡田) 93ページ。滞納整理事業のところで今聞いているのだ。その 125万円の臨時職員賃金でどのくらいの人が雇えるかということを今 質疑。 (総務部副部長兼収税課長)収税課の126万円でございますけれども、内訳と申しますと外国語、ポルトガル語なのですけれども、通訳者の方が1名。これ毎週土曜日、午前中開庁しておりますので、9時から12時に毎週来ていただいています。その方が1人。その方、あと夏休み期間中に6日間集中的に外国人の方を対象に呼び出しして納税相談ということで6日間プラスありますので、その期間もプラスとなります。

それから、徴収嘱託員という方で、原則1日置きに勤務ということで 2名なのですけれども、9時から4時まで、16時ですね、交代で勤務 していただいて、再任用の方と一緒に臨宅、徴収嘱託ですから、市内 とか市外とかへ出ていただいて、ほぼ毎日1組ずつ出るような形でも って勤務をしていただいております。こちらの内訳については、賃金 の臨時嘱託職員賃金、臨時職員賃金については、内容についてはその ような内容になっております。

以上でございます。

(岡田)税金を徴収するには、待っていたのでは払ってくれないから、こっちから行かなければ。だから、ここに通訳を置いておいてもどの程度効果があるかわからないよ。ただ、いないよりいいやね。だから、それを差し押さえとかうのは相手方へ行くわけですから、金目のあるものを全部差し押さえて撤収してくるわけだから、それを積極的にやることが徴収金額もふえるだろうし、市民に対しても要するにわかりでするから、税金なんか納めなくたっすから、税金なんか納めなくたき直いから、そういら根性をたたさいからにもありはしないよとなめているから、そういう根性をというのは納めているから、これは、大変なのだぞ、さっきから言っているとおから、大変なのだけれども、それをあえてやらない集まりっこないのだかなないよと。それだって十分な金額なんか集まりっこなのですといる、本か前にも私がこれ徴収、差し押さえで持ってきたのですという、車見てくださいと言うから、見たらあんなの誰も買いすいないたった。だけれども、それやらないわけにいかな

いのだから。やらないわけにいかない、見せしめのためにね。差し押さえをどういうふうにやっていきます、これから。

(総 務 部 副 部 長 兼 収 税 課 長) こ ち ら の ほ う で 、 2 の ほ う な の で す け れ ども、差し押さえ件数とかとございますけれども、委員さんおっしゃ いました実際に車とかという、以前やっていたのですけれども、今一 番効果があるというか、即金性があるのが預金、定期等々を捜索で一 番メーンにして職員がやっております。各金融機関、あとは保険会社 等々、全国全部というわけにいきませんけれども、この関東近辺で主 たる金融機関には預金があるかどうかという調査をかけてやっており まして、あとそれと保険会社、そういうところに保険掛けているかど うかのそういう確認としてとって、実際にそういうものがあれば今度 は差し押さえ予告とかというのを出して、納税相談してくれという形 でもってやっておりまして、最終的に納税なされなかった方について は先ほどおっしゃった差し押さえ、金融機関等へ行きましてその場で 差 し押 さ え を し て 、金 額 に 応 じ た 、例 え ば そ こ で 入 っ た 10万 円 な ら 10万 円なりを差し押さえして、それで現金化すぐにできますので、でもっ て歳入に、その人の滞納分に繰り入れます。その方が例えばそれ以上 滞納額があれば、そこでもってそういう通知を出しますので、残りの 分についてはまたご相談くださいというような形でもって文書が出ま すと、かなりの方は差し押さえをされるとその後連絡が来て、多分実 際に本日やられるとは思わなかったのでしょうけれども、そういう形 でもって現金とか定期をやられますと、その後、原則は一遍で払うの で す け れ ど も 、 一 遍 に 払 え な け れ ば こ ち ら と し て も 分 割 納 付 と い う 形 でもって相談が進みまして分割する場合もありますし、金額がそんな 大きくない場合でしたら定期を解約して、例えば10万なり20万、30万 なり完納という形もございますけれども、今のところそういう形でも って預金関係、金融機関、あとは保険関係で押さえて、保険関係も同 じように解約予告を本人に出しまして、その本人は解約されては困る から、では分納でも、あとは一時金でもという形でもって入れていた だいて、接触する機会ですね、滞納者の方と、そういう形でもって今 のところ収税課で、滞納者が一番即金性があって、なおかつこちらに リアクションが多い、そのようなものを中心的にやってございます。 もちろん先ほど言いました捜索でもって不動産という形もございます けれども、主力で力を入れておりますのがそういったような預金関係、 定期含めて、あとは保険関係というのを中心に今やってございます。 そのような状況でございます。

(岡田) それは誠意ある滞納者だね、今のやつはね。特に収税課長ははもうプロ中のプロになってしまったよな。徴収のほうの。プロ中のプロになって、何でも詳しくなってしまって。俺も議員やめたら税金納められなくなってしまうので、教えていただいて。ひとつ頑張ってもらいたい。公平な税負担の面から。お願いをいたします。

それから、ここ二、三日の報道によると、選挙の事務がどうも間違いが多い。票が狂ってしまっているというのが言われているのだけれども、何で間違ってしまうのだろう。ニュースを知っている人だったら討論ができるわけで。

(総務部副部長) 高松市の事件かなと思われますけれども、マスコミ等でやはり開票事務についてはスピードを重視して、早く開票結果を出せというところで、本来選挙の開票というのは正確性があってのスピードというところになってきますけれども、正確性を抜きにしてスピードに追われた形でああいうような結果が出たのではないかなと推測しております。

(岡田)私も立ち会いに何回かなって感じたことは、大体12時、零時を境に職員の態度が変わってくるのだ。12時ちょうどになると急いでくる。何でそんなに急がなくてはならないのかな。20分や30分おくれたって票なんか関係ないではないですか。正確さを期するためにはもっと慎重にやったほうがいいなと思って。それで、12時近くになってくると何だかせわしなくなって、票がまとまってきたりなんかするようになってくるのですよね。職員の皆さんは、こっちでもう開票のときからやっているわけだから、お疲れなのはわかるけれども、我々はずっと見ていてそういう感じがするのですよね。特に鴻巣市の場合に

はその開票時間何時に終了とかという、そういうことにはこだわって いないということでよろしいのですか。

(総務部副部長)各選挙においては、目標時間は設定しております。 ただ、第1に正確性、第2にスピードということで、目標時間に向けて開票の職員頑張っておりますけれども、その途中経過で候補者の方が接戦になったり、いろんな形で疑問票が多かったり、その場面、場面で変わった場面に当たることもありますので、その目標時間が多少狂ってくる部分はありますけれども、正確にスピード感を持ってということは念頭に置いて行っております。

(岡田) それからあと、明るい選挙啓発運動だっけ、そういう団体が ありますよね。何やっているのですか。

(総務課長)明るい選挙推進協議会につきましては、各選挙が公明かつ適正に行われるよう明るい選挙推進運動の高揚を図ることを目的といたしまして設置しておる団体でございますが、主な活動内容といたしましては、毎年クレアこうのすで開催をしております小中学生の選挙啓発ポスターの作品展を行うなど、また選挙時におきましては啓発活動といたしまして市内4カ所のショッピングセンターでの投票の呼びかけ、また成人式での啓発活動等を行っております。

以上でございます。

(岡田)子どもに啓発しているとか今言ったけれども、子どもに啓発するのは、結果出るのはもっともっと後のことになっていますから、今の有権者に投票に行くようにするにはどうしたらいいのでしょう。どこの市でも同じような悩み持っているのだけれども。特別なことありませんか。投票に行くのに有効な手段、手だて。できればやっていると言われればそれまでだけれども。

(総務部副部長)ここ数年20歳代の投票率が低いということで、何年か前から、課長のほうからも説明しましたけれども、成人式での啓発を中心に行っています。それで、結果としては、20歳になった人の投票率がほかの20代の方よりも若干上がっているような現象が現在のところ出ております。

(岡田) それは鴻巣がということですか。それは全国的に。

(総務部副部長)鴻巣の単独の取り組みでございます。鴻巣の状況が 20代、20歳になった方の投票率が上がっているということは鴻巣市の 状況でございます。

(岡田) それは、他市に先駆けてそういうことがあるということは結構なことだけれどもね。

あとは……どうぞ、次の人やってください。どこか行ってしまったよ。 (委員長)よろしいですか。

(矢部)この53ページの日直職員の管理事業で500万で4人と言ったのですけれども、今度はまた別のほうで、これはまた人数とか何かが減る関係あるのかどうか。今度また設計変更していくのも、あれはつくるというか、なっているのだけれども。

(職員課長)別棟のほうに宿直室ができるわけでございますので、その宿直業務の基本的な場所は別棟のほうになるわけでございます。ただ、現在はそれ本庁舎も当然ございますし、それも職員がいるわけでございますので、その辺のことにつきまして来年の別棟の完成に向けて今現在最後の詰めを行っているところでございます。

(矢部)人数は減る。人数はふえる予定で。まだそこまで未定かね。

(職員課長) その人数と、あと役割分担とかというのもございますので、その辺が役割分担と人数が絡んでまいりますので、その辺を今最後詰めているところでございます。

(矢部)では、まだわからないということだね、はっきりとはね。そうすると、金額もこれより今度は26年度というか、これ1月から完成するわけですよ。あそこを使うわけでしょう。そうすると、1月から入ってくるの。そして、今度は26年度の決算にもそいつ幾らか入ってくるのかな。

(職員課長) 1月から移転しますので、1月からになりますので、当 然来年の予算とかにも絡んでまいります。

(矢部)それと、その下の法律の、これは弁護士さんの謝礼ですか。72万 4,500円。これは、どのくらいの利用者というか、利用のあれあったの かちょっと。

(総務課長)これにつきましては、各課で弁護士さん等に相談をするような法律の諸問題が生じたときに弁護士さんに相談するものでございますが、昨年度、25年度におきましては29件の相談がありまして、延べ69時間弁護士さんのほうに相談をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

(矢部)この中で解決したというか、残っているのもある。継続みたいなもの。

(総務課長)残っているものかどうかという、済みません、報告とい うのは受けていないのですが、その後弁護士さんのほうに相談した記 録はありませんので、その記録だけを見ますと終息しているのかなと いうふうに考えております。

以上です。

(矢部)次に、さっき岡田さんでかかるわけでございますけれども、収税課でもってここに資料をもらいましたよね。やっぱり先ほどこいつで言った預金が一番多いとかなんとかと。不動産が18件、預金が146件、そして貯金、貯金と預金というのは、これは銀行と郵便局の差かい。

(そうそう。そういうことの声あり)

(矢部) それで、保険が41件、給料が5件。これでもって、給料とかなんとかというのは、これ会社に振り込まれるというか。不動産のほうからいこうか。不動産のほうは、これは宅地、それとも田とか山林とか何かというのは、この区別というのはわかるの。

(収税課副参事) ただいまのご質問につきましては、不動産の内訳、 差し押さえの内訳ということでよろしいですか。地目ごととか家屋。 (矢部) はい。

(収税課副参事)居住用宅地が10筆です。それで、3,177.06平米です。 (矢部) それで、それ何件分。それで18件分。

(収税課副参事)10筆です。18件分の内訳がダブっている部分もあり

ますので、両方とも、宅地と家屋を差し押さえしている場合もありますので、その辺で……

(矢部)差し押さえというのは、その1件を全部押さえるのではないの。その建物の平米数だけ押さえてくるの。そうではないでしょう。 (収税課副参事)別々に宅地と家屋を押さえますので。面積的には、今……

(何事か声あり)

(委員長)では、まず矢部さんのほうから。

(収税課副参事)では、まず内訳を。済みません。居住宅地が10筆で3,177.06平米です。居住用家屋が10棟、1,128.01平米です。農地が15筆、1万741平米です。それと寄宿舎1棟、175.98平米。共同住宅1棟、317.98平米。それと倉庫1棟、49.68平米が内訳でございます。以上です。

(矢部) それで、売却したのは。

(収税課副参事) この中で売却したものなのですけれども、ちょっと お待ちください。

(矢部) 金額全部。

(収税課副参事) 結果、共同公売という形で、平成25年の11月14日に浦和の合同庁舎で県南部ということで共同公売をさせていただきました。それで、山林1筆、山林1筆というのは、これは現況地目なのですけれども、落札価格が67万円、それと田んぼ1筆、591平米、36万7,000円というこの2件でございました。

以上です。

(矢部) 住宅とかは全然。田んぼだけ、ではあれしただけで。

(収税課副参事)居住家屋とか居住宅地というのはありません。

(総務部副部長兼収税課長) 今矢部議員さんの質問の中で、換価、要するに処分したのは今報告したことで、そのほかの今話しました居住の、要するに宅地とか建物というのは差し押さえをしてあるということですね。押さえてあって、それを別に換価しなくてもご本人がそれでもって押さえてあって、分納するとか納税誓約とか、そういう形で

もって押さえて差し押さえをしているということで、当然時効もその まんまずっととまっていますし、そういう形でもって本人との納税の 相談でもってする一つのことで、担保というか、その滞納に対する担 保、銀行でいえばそういう形でもって押さえてあるという表現になる のですけれども、最終的にそういった形でもってご本人が滞納税を完 納すれば、その差し押さえは解除してご本人に登記簿上はなくなると いう、そういう。だから、押さえました、すぐ売りますということで はなくて、うちのほうは共同公売で売れるものは処分という形で出し ますけれども、今回25年度の差し押さえ分についてはほとんどそうい った形でもって差し押さえをして、本人に滞納金に対して差し押さえ するという形でもって押さえてあるという状況でございます。今の説 明で副参事の説明した中ではもちろん公売したものもありますけれど も、そのほかは押さえてある。というのは、24年度もそういう形でも って差し押さえをして不動産差し押さえて、分納して毎年毎年払って いって、例えばそれが5年たって完納になれば、多分24年度、23年度 に差し押さえした土地とか建物は差し押さえ解除で登記簿上もとに戻 る、そういう形でもって、担保のほうが差し押さえですから、押さえ ました、売ります、押さえました、売りますという対応ではないとい うことだけご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(矢部) それは、相対の何年という、それでやっているのですか。

(総務部副部長兼収税課長)当然差し押さえをして、ご本人とそういう形でもって、ご本人がそういう形で親戚とか、1回ででは来年払いますよとか、例えば毎月5万ずつ払いますよとか、納税相談で分納しますよとかというのは、それはケース・バイ・ケースでいろんな形でもって滞納者の方とこれは納税相談で市のほうで担当が対応しながら納税をしていただくという形でもって対応しております。

以上でございます。

(矢部)次に、今度は預金のといおうか、預金と貯金両方あるのだけれども、両方のこれを、納めていただいたこれを押さえているわけで

しょう、これも。ですから、それの解決というか、これできた件数がどのくらいあるのか。

(収税課副参事)預金につきましては、換価した、実際に差し押さえをして税のほうに充てさせていただいた金額なのですけれども、これがまず件数的には190件ありまして、これちょっと申しわけありません、国民健康保険税も含んでしまっているのですけれども、190件ありまして、金額的には1,266万3,045円になります。それと、郵便貯金につきましては8件、92万545円となっております。

以上です。

(矢部) これで滞納したやつが解決できたのがこれの金額。ではない のでしょう。押さえた金額でしょう。

(収税課副参事)押さえて、滞納している税に……

(委員長) 収税課長、ちゃんと挙手してください。

(収税課副参事)滞納している税額に対して、例えば仮に100万滞納し ているとすれば、今回預金で差し押さえを10万をしたら、その100万の うちの10万に充てさせていただいているという形で、ほとんどなかな か完納になるケースは余りありません。だから、繰り返しやらないと 完納に至らないケース、それともう次からは学習してしまって夜中の うちにコンビニとかでおろしてしまう方とかもいまして、朝一で銀行 に行くのですけれども、もう既に給料を振り込まれた分全部おろして しまっているケースや、相手もちょっと学習していますので、イタチ ごっこになっている部分もあるのですけれども。ですけれども、新た な預金を調査をして探したり、当然全銀行とかに照会する方もいらっ しゃいますし、あと携帯番号から携帯の会社のほうに照会をしまして、 それで預金をどこで口座落としにしているかをつかんで、それからそ の銀行に調査をさせていただいて差し押さえするという形で、相手の ほうもちょっと巧妙になってきている部分もありますので。例えば全 く初めてであれば効力はあるのですけれども、例えばほかの市町村で も差し押さえを1回されていると、そういうケースについてはやはり 手数料がかかってでも夜中におろしたりとか結構するケースが多いで す。

以上です。

以上です。

(矢部)これ朝早くから職員が行ってやっているのですか。先ほど岡田さんがよくGメンとかなんとかと言っているけれども。

(収税課副参事)職員だと限界もありますので、遠くですと車、県内でしたら車で行きますので、7時半ぐらいに出ていったりとか、なるべく早く行って開店と同時にという形になるのですけれども、レアケースとしましては開店で入って、それで書類の手続を銀行さんがちょっともたもたしてしまったりとかしている間におろされてしまったりというケースなんかもありました。実際に。

(矢部) 今は、銀行ではなくてもいろんなそばでおろせるあれがありますから、大変に、イタチごっこではないけれども、金の行方がどうおりるかはそれは一番大変なので、大変な市の集めるのはあれですよね。

それとあと、この給料の押さえ5件こいつには載っているのですが、 これというのはやっぱり会社との一定の会計等のあれでもってやって いるの。

(収税課副参事)まず、本人に通知することはさることながら、予告とか出しますけれども、会社の経理なり給与の担当者と直接お話をさせていただいてアポイントメントをとりまして、それでこちらの職員が2名で出かけていって一応直接お話をして、全てがやらせていただけるという、会社の理解とかも必要ですので、レアケースで退職に追い込まれてしまうような方も中にはいらっしゃるケースもありますので、その辺のところはちょっと慎重にこちらも事を進めながらやっているのですけれども、なかなか難しいところがありまして、1年後には退職になってしまう、それが原因かどうかはわかりませんけれども、なかなかその辺の難しい部分があります。

(矢部) そうすると、その会社をやめた、そしたら今度は次どこへ行っているかわからないというときに、そういうときもまた探して。

(収税課副参事)市内にいる方であれば、税務内ですので、どこに勤務しているかとか、新たに勤めたかというのはわかるわけなのですけれども、市外の方につきましては極力毎年転出されたところの自治体のほうに実態調査を出させていただいて、ちょうど課税が終わった時期、ですから7月とか8月ぐらいになるのですけれども、実態調査というのを相手の市町村に出して、それで所得だとか不動産を所有しているかとか、あと極端な話で生活保護になっていないかとか、そういう状況調査をさせていただいて、それに基づきましてまた調査を開始するというような形で進めています。

以上です。

(矢部) それと、今度最後になる、最後というか、質問にはならないというか、きのうちょっと話ししたのだけれども、この決算、決算というのを、これは国からも補助金が出ます、県からも補助金があるので、これ提出というの、この期限というのは4月からこうやって何カ月後にこれ提出するのですか。もっとも国にも提出するのか。県のほうから多分すると思うのだけれども。調査とか何か入る可能性もあるのではないのかなと思うのだけれども、この期限というのはいつごろ。なっているの。それはわからない。

(会計管理者兼会計課長)決算の作成につきましては、出納整理期間が5月31日でございまして、5月31日がその年度の、平成25年度でしたら26年5月31日が出納整理の最後の日でございまして、それから3カ月以内に会計管理者のほうが決算を取りまとめて市長に提出するということで、3カ月以内に。

(矢部)ということは、これ我々が認めなくても出したということ。 (会計管理者兼会計課長)提出するということに自治法上で決まって おりまして、それを認定を今議会でお願いしているという状況でござ います。

(矢部) そうすると、認定のほうが遅いということだ、我々の。もう 提出してしまっているわけだ。もう終わっていることでしょう。

(会計管理者兼会計課長)決算自体は、もう既に25年度出納整理期間

をもって会計的には終わっております。それを3カ月以内に取りまとめて市長に対して提案、提出すると。

(矢部) これは変更というか、修正とかなんとかというのは出た場合 にはまた修正して出すわけですよね。

(会計管理者兼会計課長)修正というのは。

(矢部) 出ないの。

(会計管理者兼会計課長)ないということで。

(矢部) だけれども、議会に諮る前に出し……

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時27分)

 \Diamond

(開議 午前11時28分)

(委員長)では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(織田)では、53ページお願いいたします。

職員任用配置事業のところで、この人事評価制度導入研修委託料というのが出ているのですけれども、47万8,200円、人事評価制度導入の研修というのはどういった内容をどこで、誰がやっているのか教えていただけますか。

(職員課長)人事評価に関しましては、基本的に職員に対する1次評価を課長が行います。

(織田) 課長が。

(職員課長)はい。それで、その補助者としまして副課長が補助者としてなります。その課長なり副課長が要するに人事評価制度の目的であるとか、概要でありますとか、あるいは評価の仕方ですか、要するに公平に、どういう点に着目してその職員の勤務能力とか評価するということですので、その評価につきまして外部から専門家を招きまして行っております。ちなみに、課長に関しましては3年間、3回行っていただくようになっているところでございます。

(織田) 今おっしゃったのは大体わかるのです。外部から誰を呼んで やっているのか聞きたかったのですけれども。 (職員課長)株式会社ビジネスコンサルタントという委託先になって おります。

(織田)株式会社ビジネスコンサルタントというところの方が来て、 課長または副課長、課長は特に3年間に3回人事評価制度のどういう ふうに評価したらいいのかとか、評価の仕方とかを教えていただいて いるのにかかっている費用だったわけですね。

(そうですの声あり)

(織田)講師は1人ですか。

(職員課長)はい、1名でございます。

(織田)次、臨時職員雇用事業についてちょっとお聞きしたいのですけれども、この決算書によると31名分の800万という金額が出ているのですね。私がちょっとお聞きしたいのは、議会運営委員会で資料請求しましたこの資料のナンバースリー、3番目の資料からちょっとお聞きしたいと思うのですが、これ臨時職員なのですが、ほかの部課にもまたがっているのですけれども、この所管の総務部に関したものしか質問できませんか。大丈夫ですか。

(何事か声あり)

(織田)はい。大丈夫ですか。では、福祉部のこども発達支援課のつつみ学園なのですが、これ6名臨時職員がいます。保育課の人数が多いのは、保育所の人数が多いのはわかるのですけれども、つつみ学園というと1カ所だけで、しかも6人臨時職員を雇っているということは、正式に資格を持ってやっている職員さんとの割合はどうなっているのかお聞きしたいのですけれども。

(何事か声あり)

(織田) そうですね。職員課のほうでそれを把握していらっしゃるか どうか。

(職員課長)申しわけございません。調べましてから述べさせてもらいたいと思います。

(織田) それと、ついでに調べていただけるのであれば、学校関係以外が377名。この学校関係以外というのは、恐らくさわやか相談員とか、

そういう方たちも含んでいると思うのですが、これもちょっとわかれば。学校関係者以外ってどういう方たちが377名いるのかお聞きしたいと思うのですけれども。

(職員課長)これは、学校関係というのがいきいき先生でございます とか、さわやか相談員の計なのです。ですので、それ以外というのは、 要するに市長部局で雇用しているものになります。

(織田) そういう意味ですね。では、それはいいです。では、さっき のつつみ学園の。

それと、更新回数についてお聞きしたいのですけれども、25年度に関しましてはゼロから1回というのが載っているのです。ここに合計と。これゼロ、1回しか更新していない方だけだったのですか、25年度は。(職員課長)この更新回数は、地方公務員法上1回しかできないことになっておりますので。ですから、更新しないで6カ月でやめる方も当然いらっしゃいます。更新して最長1年というふうに決まりがございますので、そういう方ももちろんございますので、その合計というふうになってございます。

(織田) 私がお聞きしたのは、ちょっと臨時職員知り合いがいるのです。今ちょっと顔が見えないので、どうしたのと聞いたら、次更新するのに 1 カ月お休みしないといけないというふうな話を聞いたのです。だから、臨時職員さんの採用資格というか、採用するのにどういった仕組みになっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

(職員課長)今申し上げましたとおり、基本は要するに1回雇用しまして6カ月、最長6カ月なのです。1回の更新は可能であるというふうな規定がございます。ですので、その後はそれを一回、そこで一回切れますので、その後の雇用はあくまでも新規の雇用という形になります。

(織田) そうすると、その雇用の仕組みというのは、1人の方が間を あいて、またさらに雇われて、また間をあいてさらに雇うと。だから、 結局は累計的には何人も雇っていらっしゃるように見えるけれども、 何百人も、ただその個人個人の人数を見ると実は300人いても同じ方が 10回更新していたりということがあり得るわけですか。

(職員課長)法律上あくまでも更新というのは1回しかできないということなのです。最長1年という、くどくなって済みませんけれども、それが地方公務員法上決まりになっておりますので、法律上そこまでしかできない。あくまでも同じ人であったとしても間隔を置いて、あくまで新規で雇われるという形になります。

(織田)では、その件は結構です。

もう一つは、その下の下の職員研修事業講師謝礼。先ほどのご説明の中で、手話講習も入っているというようなお話を聞きました。職員さんが何人ぐらいこの手話講習会に参加しているのか教えていただけますか。

(職員課長)手話実技講習会は、基本的に新採用職員を対象として行っているものでございます。手話特別講演会というのは、対象者各課 1名という割り当てで各課から広く募っているところでございます。 以上でございます。

(織田) 新職員さんを対象に各課 1 名講習を受けるということで、どれぐらいの期間、何時間ぐらい受けて、それでそれは聞こえない方と手話でお話をどの程度できるのか、それとも手話とはこういうものなのだよという概念を覚えていただけるためだけの講習なのか、その辺ちょっと教えてください。

(職員課長)新採用職員に関しましては、全10回行っております。特別講演会というのは、講演会ですので、実技というよりも要するにいろんな体験とか、こういうときにはこうあってほしいとかという、そういうお話を伺うという機会であります。ですので、実技ということに関しては新採用職員が要するに新しく入って窓口にもお見えになりますので、そのときの対応ができますようにということで、基本的な実技を身につけていただくということを目的でやっているものでございますので、実質手話も言葉ですので、なかなかふだん習っても使わないとすぐ忘れてしまうという面もありますので、それは個人の心構えとして習ったものを忘れないように続けていくということで成果と

いうのは違ってくるかなと思っております。

(織田) すばらしいことですね。手話言語法が今ちょっと取り沙汰 6 月 ではいまして、手話は言語として認めようという動きがあります。 6 月 議会でも、 県 議会では議会で議決されております。 そうなるとも、 場談会でも、 やはりもう手話を結構職員さんが国です。 これが国です。 これが国です。 これが国です。 これがはいけないことになると思うのです。 これが国ではないはないないはないないはないないないないにならに、 せっかく研修会やっているので、はとにがおっしゃったのですけれども、 それをにないないにはないので、 もう少し拡大していいまかいるいるので、 もう少しないにはいて、 日常会話ができないうことなので、 もうかにないまができるぐらいうか、 そういう考えはおりになりますか。これからやってみようとか思いますか。これからやはなりますか。これからやなようとかまりになりますか。これからやなようとか思いますがありになりますか。これからやってみようとか思いますか。これからやなようとをありますか。これからやなようとか思いますがありになりますか。これからであるという動きないますか。

(職員課長)自分もこれまでの中で何回か手話の実技の講習は実は受けたこともございます。若いころですけれども。確かに受けて、そのときは自分の名前であるとかいろんな習ったことを表現できたりするのですけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、使わないうちになかなか身につかなくてという、またもとの状態に戻ってしまうということになってしまいますので、確かに今人に優しい行政ということもありますので、その辺はこれからも力をつけ、努力してまいりたいと思います。

(織田)よろしくお願いします。

では、最後に1つ。ちょっと簡単な質問なのですが、61ページの本庁舎維持管理事業の中の借上料です。諸借上料。その中にAED等という説明があったのですが、175万8,000、これAEDのリース料だと思うのですけれども、これ本庁舎分だけではなくて、もしかしたら、これだけの金額ですから、公共の建物全部の金額なのでしょうか、それとも本庁舎のみのAEDリース料。AEDリース料だけではないと思うのです。ほかのものも入っていてこの金額なので、大体AED何台

分で、1 台幾らぐらいのリース料で借りていらっしゃるのか教えてください。

(財政課長)これAED10台分でございます。10台で、セコムのほうをリースでやっておりますけれども、その配置のほうですけれども、当然本庁舎、第2庁舎、管財のほうで管理しているところでの施設に配置しておりますので、ちょっと今のところ10台の配置場所のほうは。後で調べさせてもらいますけれども。

(織田) 1台のリース料金わかりますか。

(財政課長) 3万4,000円です。3万4,020円ですか。

(織田)10台本庁舎にAEDがあるのですが、ぱっと見て場所がわからないのです。それで、もしも例えば坂本委員がばたっと倒れたときに、AEDといってとりにばたばた走るにどこに行ったらいいのかわからない。すぐにやれば助かったかもしれないのに、探しているうちにもしかしたらということも、ごめんなさい、あるので、もう少しわかりやすい表示をつけていただきたいなといつも思っているのですが、いかがでしょうか。

(財政課長)タイムリーな質問でありがたいのですけれども、この件に関しましては二、三日前にやはりお客さんのほうでAEDがよらわからないと、玄関、今市民課のところに置いてあるのですけれども、そういう要望というか、もうちょっと見やすいところという話ありましたものですから、うちのほうの担当のほうにその配置の関係を今まいさせてもらって、とりあえず今市民ホールのほうで目につきやすいところに配置はしております。それとあと、ステッカーですか、ステッカーもありますものですから、そちらのほうを今配置しましている状況でございます。

(織田)では、特に本庁舎の中はどこにあるのかわからないので、ぜひとも明示していただいて。せっかく3万4,020円出して10台もリースしているのですから、使わなくては損ですよね。使えば人の命が助かるかもしれない。ですから、ぜひともよろしくお願いいたします。以上で終わります。

(中野) それでは最初に、きょう本日職員課から出された人件費のことで伺いたいのですが、まずちょっとこれは確認したいのですが、給料の中で特別職給、特別職の給与が、特別職給ね、1,843万800記載されているのです。前年度から124万9,200円減額されているよという表ですけれども、これ教えてほしいのですが、その下の職員給のほうにはきちっと手当の中に期末手当というのが入っているのですよね。職員のほうには10億1,200万。この特別職給の期末手当というのはどこから出ているの、これ。どこに累計されているの、この表では。1,843万800という特別職給は出ていますけれども。特別職だって期末手当出るのだから、その特別職の期末手当はどこに入っているのですかというの。この表の中に。この表で。表上。言っていることわかる、わからない。聞いていることわからないとあれだから。

(職員課長)済みません、申しわけないです。調べましてからまたご 報告申し上げます。

(中野)なぜそれを聞いたかというと、決算書の51ページに職員人件費の中で特別職給が1,843万800とそのものの数字がここに載ってきているのだ、この表に。この表にね。その同じ数字が。それで、疑問を感じて、これは特別職の期末手当はどこから出て、どこに記載されているのかということで聞きました。

それで、次の質問。それは調べるというのだから、次の質問。次の質問で、これ特別会計分を含めて61億9,600万というのは今回出てきた表です。人件費総合計。61億9,600万。これは、私今経常収入に対する割合という点で出していないのですが、あくまでも決算ベースで、今回決算で369億、ラウンドで7,000万です。決算の支出の総合計。一般会計だけだよ。369億ね。一般会計の歳出の合計が369億7,000万、アバウトで。ラウンドでね。これに対して言うと、この61億9,600万はパーセンテージでいうと16.7%なの。一般会計だけで割ると。ところが、今言ったこの中には特別会計の人件費も含まれた数字だから、そうすると一般会計の逆に言えば57億3,800万、これ一般会計の支出決算ベースで割ると、369億7,000万で割るとですね、率として大体十四、五%か

なというぐらいになるのではないかな、一般会計で割合言うと。そうすると、この今言った一般会計の総支出に対する人件費の割合が例えば十四、五%ということ、計算すれば出ますけれども、これは他の市町村に比べてどうなのか。当市が人件費割合が高いのかどうか。厳密に言うと、経常収入に対して経常支出の特に人件費部分、この割合がで、近隣市に比べて鴻巣市が高いのか、低いのかということにいて職員課長として、それは当然自分の職責だから、そういう数字はきちっと把握しているのかどうか同っておきます。これと、そういう数字はきちっとのかんでおくべきですよ。経常支出の比較でどうあるのかというのはきちっと職員課としてつかんでおく必要があるのではないですか。その辺どうなのですか、課長。

(職員課長)中野委員さんおっしゃるとおり、その部分というのは非常に職員課としてもつかんでおくべき数字であるというふうに認識しておりますけれども、申しわけございません、現在つかんでおりませんので、これから調査等しながらつかんでいきたいと思っております。申しわけないです。

(中野)次に、この表はあくまでも職員、民間でいうと正規職員というのですか。臨時は含まれていないのだよね、これ。ところが、私が知りたいのは、総人件費がどのぐらいになるのか。これは市役所の職員だけです。この議会運営委員会でいただいたデータでいうと、臨時職員は学校関係を含めて514人いるのです。議運で請求した資料の中に臨時職員が514人いるのです。これことしの8月1日現在です、ただし。そうすると、これらの臨時職員についても毎月当然報酬というか、給料を払っているわけだから、そういう点からすると私が知りたいのは今言ったように鴻巣市全体の正規職員と臨時職員、これの人件費の総額がどうなっているのか。例えばこの予算書で見ると、例えばですよ、例えばこの予算書で先ほど53ページの中で臨時職員雇用事業の中で臨時職員賃金801万6,000円と書いてあります。いいですか、職員課長。

(はいの声あり)

(中 野) こ れ は 、 さ っ き の 説 明 だ と 職 員 課 採 用 分 と 書 い て あ る 。 職 員 課 採 用 分 31名 。説 明 で は そ う い う ふ う に 言 っ て い ま し た 。そ う す る と 、 職員課採用分のほかに各課で採用している臨時職員がいるわけではな いですか。そのトータルが514人ではないですか。その人件費が総トー タル、臨時職員の人件費が幾らになるのか。そのこととプラスこの職 員のプラスの人件費をすれば、鴻巣市として全体の人件費の総額が出 るわけです。そのことがやっぱりさっき言ったように、では経常収入 に対してどのぐらいの割合になっているのか。臨時分は何%、職員は 何%というのが出ると思うのです。そういうことで、やはり人件費を 例えば抑制するとか、人を減らしていくというようなことを市長は言 っていますけれども、人件費を抑えてなるべく固定費を下げるのだと 言っていますけれども、その固定費というものが経常収入に対して正 規職員がどうなのだ、臨時職員全体どうなのだというデータがやっぱ りきちっとあって、我々がそういうものをもって判断できるというこ とがやっぱり重要ではないかと思いますので、今データがないようで ありますから、そういうデータというのはきちっとこれからもつくっ ていく必要があると思いますが、職員課としてつくっていく必要があ ると私は思っているのですが、そのことについて職員課としての見解 を聞いておきます。

(職員課長) 今の委員さん言われましたように、現段階ではちょっと つかんでいない部分でございますので、今後調査いたしましてその数 字つかむようにしてまいりたいと思っております。

(中野)では、それは必要だということね。

では、次行きます。時間がないので、簡単にいきます。

(何事か声あり)

(中野) ああ、そうか。ありがとうございます。

次、では59ページです。59ページで、先ほど説明の中で、これもまた 臨時のことを聞くのですが……ごめんなさい、臨時ではなくて。これ 私調べればすぐわかるのですが、調べていないので、聞いてしまった ほうが早いと思うのですが、減債基金の積立金2億5,000万円やりました。これについて残高がちょっと説明の中で、これを積み立てて幾らという説明の中に残高がなかったので、参考までにちょっとお聞かせいただけますか。

(財政課長)減災基金のほうにつきましては、6億4,555万4,000円で すか。

(中野) 6億4,000。

(財政課長) 6億5,555万。

(中野) 5並びか。

(財政課長)はい。

(中野) 今残高の 6 億 5,555万円という。間違いないですね。そう聞き取ったの間違いないでしょう。

(何事か声あり)

(中野) いい、いい。ということなので、やはり今後は説明するときに担当課によっては残高幾らだとかと言ってくれるあれなのだよね。ところが、担当部では言わないところがある。この辺は説明するところでやっぱり一貫性を持ってほしい。特に予算の場合には最後のページのほうに基金残高というの必ず出ています、予算書は。ところが、決算書はやっぱり出ていないわけですかね、残高。そういう点では、予算書は当然期中の動き、増減があって出てくるのですが、決算にはないわけですから、当然今回2億5,000万積み立てた以上、ではこれがどうなのだというのは当然説明の中で入れるべきだと私は思うので、あえて聞いた上で、今後説明についてはやっぱりその辺は一貫していただきたい。これは、そのことだけ申し上げておきます。

それから次、61ページ。本庁舎改修事業の中で、駐車場整備工事費として5,408万5,500円ありましたが、これは少なくとも前遊水地、防火水槽と言ったほうがいいかな、があったところを駐車場に整備したということでは理解しているのですが、逆に本庁舎の裏側についても新しく増設された部分から車の区切りがきちっと白線できれいにもう整備されているのだ。ところが、それから向こうは古いから、線が整備

されていない。今回聞きたいのは、この5,408万5,000円というのは、 あくまでも本庁舎の前側の駐車場整備にかかった費用だということで いいのかどうか、裏は関係ないということなのかどうか、そこだけち ょっとお聞きしておきます。

(財政課長)この駐車場整備工事につきましては、今委員さんおっしゃったように前の池等ありますから、あと樹木の移植とかあるのですけれども、その部分を含めての工事並びにその後ろ側に、あれは白線ですか、なっているのは、今まで砂利敷きで公用車が入っているところだったのです。やはり今回の工事の関係でその部分も全部舗装にして開放しようという趣旨で、この駐車場整備工事のほうに含めてやっております。だから、白線あの部分だけはきれいですけれども、今後庁舎の別棟ができますものですから、新しくなるものですから、その辺の配線のほうもこれ考えていかないといけないかなとは思っております。

(中 野) 今 の 財 政 課 長 の ほ う か ら そ う い う 答 弁 あ っ て あ り が た い の で すが、要するに今私ども議会のときは表側へとめてはいかぬと、裏へ とめなさいという指示で、ふだんのとき、ちょこちょことやるときは 正面へとめていますけれども、議会のある日は裏へとめているのです。 そのときに、やっぱりどうしても人の心理でしょう、砂利だったらア スファルト、新しいところから最初から埋まっていくのだ。それはや っぱり白線がきちっと引いてあるから、あれはとめやすい。特に今の 新しい車は大概バックモニターがついているから、すると白線がきれ いだとバックモニターにきちっとくっきり映るから、とめやすいのだ よね、停止する位置も。そういう点では、今後別棟ができるわけです から、それできることによって今度は今まで使った古いほうを含めて 恐らく駐車場になっていくわけですから、その辺のやっぱり整備とい う か 、 特 に 白 線 の 引 き 直 し と い う か 、 こ う い う の は 少 な く と も 今 後 予 算をとってやっていかなければならないのだけれども、その辺はどう 考えていますか。これは逆に部長では。課長でも大丈夫。答えられる。 (財政課長)これから別棟のほうの完成に向けて、本庁舎と別棟の間 があるのですけれども、そちらのほうも通路というか、一方通行ですけれども、車が入ってくると、当然サイン工事という形で見直ししますので、もしかしたらこの工事の中でできるかもしれませんけれども、予算がなければ当然計上しまして、白線のほうも整理はしていきたいとは思っております。来年の予算の27年度予算の中でもその辺は編成作業の中で見ていきたいと思っております。

(中野)経営政策部長がとるというのだから、間違いなくとれるでしょうから、そこら辺はそれを期待しておきます。

次、67ページ。これは基幹系システム事業、情報政策課の中で、18のハードウエアの件ですが、説明では X P サポート、 X P ですね、ウインドウズの X P、このサポート期限切れに伴ってハードを入れかえた費用だというふうに説明で聞いたのですが、もうちょっとこの辺詳しくご説明いただけますか。例えばハードについて、例えばこれ何台ぐらい必要になったのかとか、そういう説明はなかったので、その辺ちょっとしていただけますか。

(情報政策課長)ただいまの基幹系システムのXP対応の端末等の入れかえの件ですけれども、51台を入れかえております。こちらは、入札によりまして51台の端末等を入れかえているのですけれども、このXP対応というのは今回マイクロソフト社のほうでサポートが、日付は今ちょっと忘れてしまいましたけれども、26年の5月ぐらいまでに切れてしまうということで、その前に25年度中に入れかえなくてはいけないということで、端末の、115台ぐらいあるのですけれども、その中でXPで動いているものを入れかえたものでございます。

(中野) そうすると、単純に考えていいかちょっと聞きたいのですが、 ご指摘のとおり X P のサポート切れがことしの 4 月だったか 5 月でし た。その対応をするので、25年度でやったという話を今伺いましたけ れども、単純に考えて51台で580万ということは 1 台これ100万ぐらい するものなのですか。これだけの事業ではないのでしょう、この580万 というのは。端末入れかえだけではないでしょうと。

(情報政策課長)入れかえた分につきましては端末50台ですので、1

台当たり11万2,600円になります。

(中野) 11万。ああ、そうか。俺が間違い。100万ではなくて10万ね。 (情報政策課長) はい。

(中野) そうすると、ここに書いてある580万というのは、あくまでも 1台11万ということはその端末入れかえだけの金と。かかった、支払 ったお金ということですね、580万だから。

(はいの声あり)

(中野) いいです。

次 … …

(委員長) まだあります。

(中野) まだある。

(委員長)では、済みません、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時03分)

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務課長さんより平成23年度、24年度の超過勤務時間の集計表が新たにお手元に配ってありますので、ご参照願いたいと思います。

(何事か声あり)

(委員長)はい、23年度、24年度です。

それでは、引き続き中野委員からの質問でよろしいですか。

(そうですねの声あり)

(委員長) 引き続きですね。

(中野) それでは、あとはそんな難しい、簡単なものなので、答えていただければいいと思うのですが、まずページ数75ページ、吹上支所費です。この中で、吹上支所庁舎管理事業費の中に修繕費199万5,000円が計上されています。この吹上支所は、ご存じのように新たに建てて、まだ改修して時間がたっていないという中で、修繕費、修繕料がかかるということ自体何なのかちょっと私も理解できないので、この辺ちょっと詳しく説明いただきたいのですが。

(吹上支所長) ただいまのご質問でございますが、この修繕料につきましては建物が今現在水道課、下水道課が入っております旧吹上図書館……

(中野) 第2庁舎。図書館。

(吹上支所長) ええ、今現在のですね。現在の水道課、下水道課が入っている建物でございまして、こちらの建物に昨年の平成25年8月に旧の吹上支所から旧吹上図書館のほうに引っ越しをいたしました、2課が。その引っ越しした後でございますが、平成26年の2月5日なのですが、暖房が急にきかなくなってしまったということで、メンテナンス業者にいろいろ点検をしたところ、コンプレッサー等の故障により暖房がきかなくなってしまったということで、これ緊急に修繕が必要ということで、吹上支所のほうからこの修繕料、内容としてはスクリュー圧縮機ですとか、逆止弁ですとか、そういったものを修繕させていただいたものでございます。全て199万5,000円、こちらに係る費用でございます。

以上です。

(中野)まず、今の答弁の中で、あれは旧吹上庁舎から水道課が移ったわけですよね、あっちへ。そのとき、あの図書館については改築、改修を行っているのです。現状の図書館のまま入ってもらったのではなくて、改築、改修しているのです。ということは、その改築、改修の中には当然今言った冷房、暖房等については、その改築、改修の中に私は入っているとは思っているのです。そこがまず入っていたか、入っていないか、最初伺っておきます。

(吹上支所長)空調機の関係については入っていないということでございます。

(中野)ということは、当然その前図書館で使っていたときのものが入っていて、それがたまたま、たまたまというか、寿命というか、平成26年2月に故障したということによるいわば修繕料がかかったということですね。

(はいの声あり)

(中野) そうなると、問題は経費の問題ですけれども、これは本来支 所で出すものではなくて、本来水道課のほうで出す費用ではないの。 支所の維持管理費の中で持つものではないのではないかという気がす るのだけれども、その辺どうなのですか。

(吹上支所長)まず、ちょっと詳しいいきさつは正直申し上げましてわからないところありますが、まず吹上支所といたしましては、あそこの吹上施設の敷地内でございますが、何かあった場合は総合的な調整を図るという形で、吹上支所が音頭をとっていろいろ調整役を務めていくということがまずございます。平成25年8月に引っ越しをした時点では、特にその時点ではそういった修繕料的な関係のものはその所管の課でも持っていなかったということで、先ほど申しましたとおり全体の敷地の中にある建物ということで、その段階では吹上支所のほうで需用費のほうが光熱水費等が少し余裕があるということで節外流用をさせていただいたということでございます。

(中野) 今の支所長の答弁だと、私はやっぱり予算管理の問題から含めて経費というのは、では例えば旧吹上支所のところにいっとを賃というのは、では例えば旧吹上支所のところにいる家賃という形で出しているのです。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じ建物の中でも。同じまりのです。日図とは、いるのだから。日図とは、ないのですが、がのは、ないのですが、がの世界に、というですか。を見いるないのですが、がのですか。もはに、ないと思うけれども、他の部門はどうですか。予算管理をしている立場から考えたら。

(財政課長)では、財政課のほうからちょっと説明いたします。

今回の旧図書館の施設の、その中の空調機の修繕ということなのですけれども、今支所長のほう話しましたように、その敷地内で市長が管理していると、その中で上下水道のほうは、間借りをしていると言ってはあれですけれども、そういう感じで施設の提供をしているという位置づけでこの施設のほうの修繕等については支所の管理のほうでやってもらうと、そういう考えで修繕としてやっていただきました。

(中野)では、例えば今後図書館には、水道が入っているところがですよ、例えば何か故障したとあるいは今回以外の、今後も当然支所維持管理費から出すのですか。

(財政課長)このときのまだ支所というか、施設のほうの改修中でありましたし、ちょっとその辺の線引きというのははっきりしなかったものですから、当座の面吹上支所の管理費のほうでやってもらったわけなのですけれども、当然この予算編成の中でそういう施設の関係とか修繕、維持費につきましてはきっちりと区切りをつけて予算編成のほうで対応していきたいと思っておりますけれども。 以上です。

(中野) 今財政課長から今後の問題としてきちっと予算管理、予算上きちっと分けてやるということの答弁がありましたが、今回についてはそういう過渡期ということも含めて今行った措置については質問者としても了といたします。

次に、これは簡単なやつですが、89ページ、賦課徴収庶務事業。市民税課です。このときも403万8,660円は臨時職員の賃金というのがありましたけれども、これ何名分と説明していないのですよね。これ何名分ですか。

(市民税課長)これが平成25年4月から6月分に12名、そして平成26年1月から3月までの10名の合計でございます。よろしくお願いします。 (中野) それは単なる人数を聞くだけですから、了解いたします。 それから、これはちょっと私もわからないので、教えていただきたいのですが。例の自動車事故で賠償金、あれ何ページでしたっけ。附箋

するのちょっと忘れていたのだけれども。何ページだ。

(93ページになるとの声あり)

(中野) 93ページですか。ちょっと附箋するの忘れてしまって、済みません。93ページ。93ページですか。

(何事か声あり)

(中野) チェックしてあった。ごめん、ごめん。46万5,500円。チェックして附箋張ってありました。この46万5,500円、これは当然賠償金として相手方に支払ったわけですよね。ところが、これは例えばよく議会ごとに専決処分で道路の維持管理が悪くて、それで事故を起こして、相手との示談で幾ら幾ら支払いましたという。よくありますね、専決処分で。このとき、これは全て保険金で対応すると、保険で対応するというような説明がいつもなされるわけですが、今回のこの46万5,500円も一度当然ここで支出しておいて、計上して、それでこれ保険で対応するというふうには考えているのですが、同様の考え方でいいですか。

(資産税課長)これにつきましては、示談という形で鴻巣市が7割、相手方が3割ということです。相手の損害額の内、鴻巣市分が、46万5,500円、相手の過失分が13万2,080円ということで示談決定して、それを報告させていただいたということでございます。

(中野)当然事故ですから、それぞれ過失相殺割合があるのはわかっているのです。ただ、少なくとも鴻巣市として相手方に支払った金額、これについては保険対応なのですか、どうですかと聞いているのです。 (資産税課長)保険対応でございまして、鴻巣市のほうは公益社団法人全国市有物件災害共済会というものに加盟しておりまして、そちらのほうで示談をしていただきましてこの額が確定したということでございます。

(中野) そこでお聞きしたかったのですが、ではこれが出ですから、 出ですよ、支払ったのだから、当然保険会社からもらう受けがあるで しょう。これは雑入に入っているのですよね、雑入に。雑入に入って いるのでしょう。

(はいの声あり)

(中野) 雑入に入っているの、私は恐らくそうではないかなと思っているのが39ページの市有物件災害共済会自動車保険金、これが受けではないかと思っているのですが。そうすると、これが受けだとすれば、金額が合っていないから、ほかに当然またほかの保険金が入ってきているわけでしょうけれども、歳入のところ行って申しわけないですが、39ページの市有物件災害共済会自動車保険金、これでいいのかどうか。受けとしてね。

(財政課長)これ歳入のほうで財政課のほうで昨日説明したのですけれども、この中で25年度中の市有物件のほうから保険として入ってきているのが車両として9件入っております。それからあと、保険の解約で戻りありまして、合わせて70万3,050円という数字で歳入に入っております。当然今の資産税ですか、の関係の事故の関係もこちらの入に入っております。

(中野) これはあくまでも自動車ですね。これちょっと教えてほしいのですが、よく専決処分で出るではないですか。専決処分。例えば道路管理が悪いによってホイールキャップが外れてというね。これは受けはどこへ入るのだ、雑入の。ちなみに。

(財政課長)同じく41ページにあるのですけれども、上から2段目ですけれども、市有物件災害共済会等保険金、これは道路課分のほうで、今委員さんが言ったように道路上でのつまずきとか、車のキャップとか、その辺で道路課のほうで管理して雑入のほうで入っております。(中野)わかりました。これ他の委員会ですから、当然説明なかったので。きのうね。だから、私もあれはどこへ入るのか改めてちょっと聞いただけですので。了解しました。

以上です。

(職員課長)済みません。午前中の質疑の中で、まず織田委員さんのほうからつつみ学園の臨時職員の内訳ということで聞かれました。 6 人でございますけれども、そのうちの運転手が 2 名、それから保育士 3 名、看護師 1 名でございます。 保育士と看護師は有資格者となって おります。

以上でございます。

続きまして、中野委員さんのほうから聞かれました人件費の特別職給の中で、期末勤勉手当がどこに入っているのかというご質問でございました。お手元の表の中で、このお配りしました表の中の期末勤勉手当の中で合算されておりますので、申しわけございません、よろしくお願いしたいと思います。

(中野) 今答弁があったから聞く、改めて言うのですが、給料は別に分けておいて期末手当合算というのはおかしいよ。期末手当は期末手当でやっぱり、特別職の期末手当は期末手当できちっと給料、それから期末手当と私は分けるべきだと思う。というのは、さったためまたと思う。というのは、かするのによめる人件費率の割合なんか出したりするのにと思えば特別職の給料、期末手当は私は人件費に入らないらかればりではきちっと特別職の給料は分かれているのだったら期末手当だってきちっと分ける。そのことがれないるのだったら期末手当だってきちっと分ける。そのことがれてやっぱり人件費という職員本来の人件費、それからのなからは、かっては経常収入に対する割合が他の市町村に比べてどうなのかというデータとないまする割合が他の市町村に比べてどうなのかというが、入作収入に対する割合が他の市町村に比べてどうなのかというデースをつくる、私はつくるべきだというのは、つくるのであれば特別職のやっぱり期末手当はきちっと一本独立させることが私は正しいやり方だと思っているのですが、職員課長、その点どうですか。

(職員課長)そのご意見、参考にさせていただきたいと思います。(中野)終わります。

(織田)中身については所管が違うので聞けませんが、6人が臨時職員ということで、今課長が示していただいた数字を合計したところ12名なのです。全部で。つつみ学園で働いている人たちが。臨時職員を入れて。運転手さん2名でしょう。保育士さん3名で5名。看護師が1名で6人。臨時職員6人入れて12名というふうに考えていいのですか。

(いや、6人の内訳でしょうの声あり)

(織田)これ6人の内訳なのですか。

(何事か声あり)

(織田)では、済みません。わかりました。

そしたら、この6人の内訳の運転手さん2人、保育士さん3名、看護師さん1人で、保育士さん3名と看護師さん1名については有資格者だということで、その方たちは皆さん臨時職員なのですね。正規職員というのはいないのですか。先ほど私は正規職員と臨時職員の割合を聞きたかったのです。

(職員課長)大変失礼しました。正規職員は、課長を含めまして4名 おります。内訳は、課長と、副課長ですけれども、保育士の資格を持 っております。保育士ですね。それと主任ですけれども、看護師でご ざいます。あとは事務員が1名おりまして、この4名となっておりま す。

申しわけないです。

(織田)はい、以上です。

(委員長) よろしいですか。

(織田) はい。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。いいですか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第85号 平成25年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について原案のとおり認定することに賛成の委

員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時20分)

 \Diamond

(開議 午後1時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第2号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書」提出についての請願について紹介議員の説明を求めます。

(菅野) 憲法9条を含む日本国憲法は、世界で範を垂れる憲法である と、国連憲章よりもすばらしい憲法だと言われています。この憲法が できたゆえんは、第2次世界大戦で世界で5,000万、アジアで2,000万、 日本で310万というとうとい命の犠牲の中で、国際連合は二度と戦争を しない、20世紀に第1次世界大戦と第2次世界大戦と2度にわたる大 変大きな戦争があったわけで、その痛苦の反省の上に国連が発足した わけです。日本の310万の中には、2度の原爆で、このとき12月末まで に 死 亡 し た 方 が 21万 人 と 言 わ れ て い ま す 。そ れ が こ の 310万 の 中 に 入 っ ていると思います。そして、戦争放棄の何よりもの願いは、8月15日 ポツダム宣言を受諾し、連合国軍、実態はアメリカ軍の占領下になり ました。そのとき、いわゆる国民世論ですけれども、終戦後1週間後 から毎日新聞は8月21日、また朝日新聞は8月28日、東洋新聞は8月 28日など、いわゆる戦争への反省の声と平和を願う声が出されていま す。早くも敗戦1週間後から、「力の日本を築くことに失敗した我々 は、今後平和の民としての営みに入る」。これは、8月21日の毎日新 聞です。ポツダム宣言受諾後6日目です。それから、朝日新聞は8月 28日に、「世界人類の熾烈な平和への欲求は、もはや何国によっても 否定し得ないものがある。武力主義は、この人類の世界的希求と相入 れない」。さらに、石橋湛山さんという後に首相になった人、彼は当 時ジャーナリストだったのです。「我々は、ここで全く心を新たにし て真に無武装の平和日本を実現するとともに、ひいてはその功徳を世 界に及ぼす大悲願を立てる様子」と主張しています。これは東洋経済 新報の10月12日号です。また、よくアメリカから押しつけられた憲法 だと言われていますけれども、この中にも国会では中谷武雄議員、無 所属クラブの人が「今後の国家目標として、古い富国増兵の観念など にかえて武装なき大国の建設、身に寸鉄を帯びない行動、文化国家の 建設を理念とすべきである。武装解除された日本は、純然たる文化国 家として平和的繁栄を遂げ、再び一流国家の水準に復興するときに、 日本の武装解除は単に日本一国の武装解除にとどまらず、やがて世界 の武装解除を誘導する」との質問を国会で展開しているのです。これ に対する見解を問われた当時の幣原首相は、「私は、深い同感を持っ て拝聴したのであります」と答弁しています。これは衆議院の予算委 員会、45年の12月8日です。このように政府や政党の憲法構想づくり が始まったのと並行して、民間では鈴木安蔵、高野岩三郎らの憲法研 究会、岩波茂雄、尾崎行雄らの憲法懇談会など、民間グループによる 憲 法 草 案 づ く り も 行 わ れ ま し た 。 9 条 と の 関 係 で 注 目 す べ き は 、 憲 法 懇談会のメンバーで弁護士の海野晋吉が作成した憲法案の中に、第5 条、日本国は軍備は持たざる文化国家とするという条文があったこと で す 。 懇 談 会 の 仲 間 だ っ た 稲 田 正 次 は 、 当 時 を 振 り 返 り 、 「 私 と 海 野 氏の協議の際、私が本条を削って、そのかわりに前文で平和主義を強 調 したらどうかと意見を述べたのに対して、海野氏は自分の立場を固 執 せ ず に あ っ さ り 同 調 し て し ま わ れ た 。 今 日 考 え る と 、 海 野 氏 の 軍 備 を持たず云々の提案は維持すべきであって、これを削ってしまったの はまことに惜しまれる」などと、こういうことも論議されたと言われ ています。 毎日新聞の5月27日で、戦争放棄の条項を必要とするかと いうアンケートをとったそうです。それに必要ありと答えた人が 1,395人、70%、必要なしと答えた人が568人、28%と占めています。 このように長谷川正安、占領中憲法……

(委員長) 菅野議員に申し上げます。

もうちょっと簡潔にご説明いただきたいのですが。

(菅野)はい。こうしたもとで日本の憲法ができたのですけれども、 これがずっと続いているというふうにはなりませんでした。戦後間も なく朝鮮戦争など起こりまして、いわゆるアメリカもこれを認めて日 本の国会や占領軍、それから国民の声などで憲法が決められたわけで すけれども、その後アメリカが対日政策の大転換をするようになりま す。朝鮮戦争に発動することから含めまして、その後いわゆる中国革 命の発展や朝鮮戦争問題などで、いわゆる日本国内にレッドパージの 嵐が吹き荒れて、これと対照的に戦争協力者、戦犯の追放解除がされ ました。これは岸信介氏、今の安倍氏のおじいさんであった方がこの ことによって政界復帰をして、後にいわゆる戦犯が首相をするという、 同じ戦争で敗戦国となったドイツとイタリアとは全く違う足跡を日本 の政治がその後続くことになるわけです。占領軍がアメリカが中心で 行 われ た と い う こ と で 、 結 局 最 初 朝 鮮 戦 争 の と き に 警 察 予 備 隊 と い う 名で7万5,000人という軍隊ができました。文字どおり憲法違反なので すが、憲法の文面を変えない状態でできたわけです。そのとき、海上 保安庁の人員8,000人の増員も指示されているわけです。7万5,000人 と8,000人で8万3,000人です。これは、日本国内に基地を押しつけた アメリカと、これを支持する日本、西側諸国との単独講和ということ で行われたわけです。この中で、結局アメリカと小笠原がいわゆる東 側 諸 国 を そ の 後 ア メ リ カ が い ろ ん な 政 策 を 展 開 す る の に 重 要 な 場 所 だ といってアメリカの支配下に置かれた歴史がここから始まったわけで す。憲法がもうできてすぐからないがしろにされたというのが日本の 状況であると思います。できたときに、日本国民は大変喜びました。 そして、政府は、ここにあるのですけれども、これは憲法公布された 10カ月後の昭和22年の8月に、全国の中学校の1年生の社会科の教科 書として全校に配られたのです。全中学2年生に。新しい憲法の話で、 これ は そ れ を 復 刊 し た も の な の で す 。 20年 も 前 の で 、 今 度 探 し た ら 出 てきた。物持ちいい。探したら出てきたのですけれども、こういう戦

争 放 棄 しま した よ と か 、 こ う い う こ と を 中 学 1 年 生 の 教 科 書 と し て 配 ったものです。これも、でもすぐ戦争への道に再びアメリカのもとで やるということで一、二回しか配られないで終わったということです が、この中には主権在民や、それから基本的人権を守ることや国際平 和主義、これがどんなに大切かということが子どもにわかりやすく書 かれているのです。でも、今憲法の理念は変わってこない。それから、 自民党の言い分の中にもしかして、憲法が戦後60年も変わらないと、 他の国は変わっているのに何で変わらないのだと、だからもう古くな ったのだから、変えて当然ではないかと、そういう声が聞こえること もあるのですけれども、戦時中確かに占領された国がいわゆるつくら れた場合、その占領が終わった後その国民がこの憲法はもうだめだと 言えばやめることができるのです。でも、日本の国は、この憲法はす ばらしいというもとでこれを継続してきたということです。戦後一人 も外国の人を殺してこなかった、それから日本の軍人が死ぬこともな かったという、これはこの憲法を支持した日本の国民と、それからこ の憲法をつくった連合軍初め、当時の日本の国会、それから国民運動、 そういうのがこの憲法を守り、戦後60年日本のいわゆる平和国家とし ての信用を世界に広げてきたというふうに私たちは確信をしていると ころです。

それで、今回集団的自衛権の行使を容認することを自民党が言っています。そして、繰り返し公明党が言った3要件を満たせばできるのだということを言っていますけれども、これは本会議上でも言われましたけれども、でもこの3要件というのは自民党の我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることとありますけれども、朝日新聞の7月19日号では明白な危険というのがどんな場合を示すのか曖昧で、歯どめになるのかということが言われています。それから、2つ目の、これを排除し、他に適当な手段がないこと、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他

に適当な手段がないことというのを条件としていますけれども、外交 で相手を説得するなどの方法がなくなり、戦争をするしかないという 意 味 な の か と 。 3 番 目 の 要 件 で あ る 必 要 最 小 限 の 実 行 、 行 使 に と ど ま るというのは、政府は相手を滅亡させるほどのことはしないと説明し て い ま す け れ ど も 、 必 要 最 小 限 っ て ど れ ぐ ら い な の か 、 そ の 客 観 的 な 基準を示していません。閣議決定は、この3要件に加えて、自衛隊が 出動するときに原則として事前に国会の承認を求めるとも定めました けれども、ただあくまで原則ですので、政府が自衛隊の出動を決めた 後に国会の承認を求める場合もあると思います。出動後に承認されな ければ撤退しなければなりませんけれども、一旦戦争に参加したら途 中で撤退することなんてどう考えてもできないと思います。それから、 安倍首相は、集団的自衛権を使う例として、朝鮮半島での戦闘を念頭 に、日本人を乗せたアメリカの軍艦を守るケースを繰り返しテレビで やりましたよね。軍艦を攻撃したときに守りに行かなくてどうするの だということでした。また、中東のペルシャ湾で、船が近づくと爆発 する兵器である機雷を取り除く活動もすると述べました。しかし、あ ら ゆ る 事 態 に 対 応 す る と 言 っ て お っ て 、 こ れ は 全 て 政 府 の 判 断 次 第 で 決まる内容と言えるということを朝日新聞の中で指摘をしています。 こ の こ と に 対 し て 、 衆 議 院 の 野 中 広 務 さ ん が 言 っ て い ま す よ ね 。 随 分 安倍首相は何か情緒的な言い分をしたと。だって、日本の難民をアメ リカが船に乗せて救助するなんて、アメリカがそんなことないと言っ ているわけです、すぐね。そもそも戦艦に民間人は乗せないし、まし て日本人より乗せるならアメリカ人が先だと言っているではないです か。だから、野中広務さんが随分観念的なことを言っていると。そし て、アメリカが言われてすぐ断言しているのに、閣議決定後の記者会 見でまた同じことをパネル持って蒸し返して、それがテレビで延々と 何回も放送されましたよね。NHKの会長が籾井さんだということと 一緒になって、それがなおああいう宣伝になっているのではないかと 思うほどですけれどもね。極めて情緒的な説明を繰り返したと、そう いうことを彼は言って批判をしています。あの3要件というものが満 たされればいいというものではないということがここに示されています。公明党の議員でいえば、全国で私も創価学会の人と仲のいい人もおられます。このことについて話すと、創価学会も反対よと。だから、例えば長野県の須坂市の公明党の市会議員は3人そろってこの請願が採択に賛成をしていると報道されていますし、奥木曽だから、木曽郡のほうも公明党の議員も賛成しているところもあるなんていうのも報道されています。やはり公明党も戦時中宗教の弾圧を受けているわけですから、やはり戦争への選挙母体である方の危惧は大変大きいものがあるということ、この3要件が公明党の言い分で入ったと言っても実感をします。

それから、抑止力があれば戦争は起きないのだということを言っています。抑止力というのは、いっぱいこっちが鉄砲や核兵器ではない、船ではない、軍艦ではない、何だかんだ持っていれば戦争にはならないということかもしれないですけれども、しかし今193カ国が国連に入っていますけれども、150カ国は国連の中で何らかの平和条項に入っている国です。その中で、コスタリカやパナマは兵隊を持たない国として言われているのです。憲法で持たないと決めているのではないのです。でも、きたでもコスタリカは1949年以来、1949年ですから、今2014年ですから、65年間軍隊を持ったことはありません。要するに国際世論として軍隊を持たない国への侵攻は国際世論が許さないという状況がつくられつつあるということですよね。193カ国の国連加盟国中150カ国が何らかの平和条項を持っていて、そのうち日本国憲法が持つ9条はその徹底ぶりで世界の最先端にあるということなのです。そのほかにも…

(委員長、いいですかの声あり)

(委員長)はい。

(岡田)請願の趣旨に沿ってお話をしていただけませんでしょうか。 この席は、菅野さんの主義、主張を聞く場ではありませんので。第99条 に基づいて集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める 意見書ということですので、その趣旨に沿った話をしていただいて、 それで質疑があれば質疑をするという方法をとっていただきたいとい うふうに思います。過去の戦争の話聞いてもしようがないですから。 (委員長) 菅野紹介議員に申し上げます。

集団的自衛権容認の閣議決定を撤退することについての意見書、この提出への請願でございますので、先ほど岡田委員からもお話がございましたように、請願の趣旨についてのみ説明をしていただきたい。ご自分の主義、主張云々は、この場では差し控えていただきたい。以上でよろしくお願いします。

(菅野)はい。主義、主張というより、この憲法 9 条ができた経過等、それについて申し上げたわけですけれども、最終的には第 2 章、戦争の放棄、第 9 条、これにはそぐわないということです。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。この集団自衛権の行使容認は、戦争を位置づける、アメリカですね。他国というのはアメリカですよね。アメリカが行う戦争にどこまでも日本の違憲の軍隊、自衛隊が出ていけるようになるということですので、そのことを欠いています。

それから、今まで自民党の論議の中で、国民の中から反対する理由に 徴兵制度が導入されるのではないかと。でも、そんなことはありませ んと言っていますよね、自民党のQアンドA見ますと。QアンドAで そんなことはありません、戦争にはなりません、集団的自衛権ではない。では、個別的自衛権で対応できることだということを野中さんは 言っています。今回のようなことは個別的自衛権で対応できるのだよ と言っています。ですから、それも含めて集団的自衛権行使閣議決定 はやめるべきですし、しかも国会で公明党と自民党だけの密室協議 決めた。正式には国会にかけないとこれからできませんよ。でも、こ れは、見てください、非常にこそくではないですか。今、国会にかけると、これから沖縄の知事選挙もあるし、来年4月の統一地方選挙もあります。自民党はこれで伸びるわけない。これで伸びるようなら国民の良識が問われるわけです。だから、統一地方選挙後にすると逃げているではないですか。本当にひきょうなことで、安保政策は統一地方選挙後に国会にかけると既にもう早々として言っているのです。ですから、そう言って……

(まだ続くかの声あり)

(菅野) うん。それで……

(何事か声あり)

(菅野) あと2つだけ。憲法99条では、この憲法というのは天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うということで、国民が天皇や政治家や裁判官に対して守りなさいというのがこの憲法なのです。それを今度国会で逆に曲げてしまって国民に聞けというのは、この戦後のアジアで5,000万の人、日本で2,000万という大変戦争で命を失ったという、そういう痛苦の反省の国連の発足の理念からも外れるものですし、戦後日本国をつくろうと、本当に今その当時10歳だった人でも80歳くらいになっているわけですよね。戦後の日本復興に力を注いできたの努力をも無にするものであって、要するに憲法の立憲主義を根底から破壊するものですので、文字どおり憲法違反ですので、これはやめるべきであります。いっぱい勉強してきたのですけれども、何かもうっても切りまい。それぐらい大変なことだということです。

1 つだけあと言わせてもらいたいのは、同じ戦争をしたドイツ、イタリア、日本、ドイツとイタリアなどは賠償もさせられたのです。でも、日本は、戦後アメリカが日本を足場にして、いわゆる東側諸国と中国や朝鮮とやるのだと朝鮮戦争のさなかにサンフランシスコ条約受けましたから、賠償も免除され、戦犯も出され、そういうことで戦後の日本が出直せなかったというのが今日のいわゆる従軍慰安婦問題や南京

虐殺はなかったとか、そういうところと結びついて、ドイツやイタリアと違うのだということを実感、そういうことが言われています。

(何事か声あり)

(菅野)以上です。もっと言いたいことあるけれども、以上です。

(委員長)紹介議員に申し上げますが、最後の請願の趣旨というのは。 (菅野)趣旨。ですから、閣議決定を撤回する意見書を国に提出して いただきたいということです。この請願を採択して国へ意見書を出し ていただきたい。撤回してくださいという意見書です。

(委員長) はい、わかりました。

(菅野)政府。

(委員長) よろしいですね。

(菅野) はい。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(岡 田) 今 大 分 長 い 話 を 菅 野 さ ん か ら 聞 い た わ け で す が 、 こ れ は 過 去 の戦争の経緯を聞いただけ。そんなことよりも今後日本をどうするか が問題なので、そのための集団的自衛権かもわかりません。私は、そ んな難しいことはわかりませんが。日本が今までの経緯から見てなぜ ここまで発展してきたか。これは日米同盟があったから、機能させた から、日本の今までの発展があったのではないかというふうに考えて いるわけであります。これは極めて重要なことであります。それを否 定したところで何の根拠もないというふうに考えております。安全は 一番でありますが、では日本で今集団的自衛権を行使して、例えばミ サイルでも撃ち込むところがあるかというと、そんなところありませ ん。日本には。これは、恐らく想定としては東アジアの安全を考えて いるのではないかなというふうに思います。ということは、中国の脅 威、北朝鮮、最近では韓国もそうなってきました、日本にとっては。 そういった脅威を取り除くための役に立つ方法かもしれません。これ は将来的にはわかりません。要は今私は現在の段階でそれを考えてい るだけで、それが機能するのではないかというふうに思っております。 だから、先行き日本と中国の間、日本と韓国の間、日本と北朝鮮の間 がどのようになってくるかはわかりません。ロシアの間がどうなって くるかわかりません。もし日本があのときの戦争にふぐあいが生じて、 アメリカが日本を守ってくれなかったらどうなるか。北方領土はソ連 のもの、竹島は韓国のもの、尖閣は中国のもの、そういうふうになっ てしまいます。今だって竹島はもう韓国の実効支配をしております。 そして、北方領土においてだって、ソ連の思っているとおりにはいか ない、面積が少なかったという話でありますが、もうソ連が実効支配 をしてしまっている。日本はこれで黙っていていいのかという部分が あります。幾ら返せ、返せと言ったって返しはしないのですよ。向こ うのほうが利点があるのですから。そういう国とどういうふうに対峙 したらいいかということも考えなくてはいけない。それには自衛隊も 考えなくてはいけないのではないかな。軍隊という名前にしてちゃん とすることも必要かもしれません。世界の中立国のスイスだって軍隊 持っているのですから。そういうことも考えると、これから、今まで アメリカからおんぶにだっこで日本は助けていただいた、何にもしな いで、これから日本がここまで発展した以上アメリカの手助けに多少 はなるべきときが来ているのではないかなというふうに考えるわけで あります。

それと、この外交や防衛の問題は地方議会が考えるのではない。国でもっと考えてもらいたい、県で考えてもらいたい。県が何やっているのだろう。地方議会にこんなもの持ってきてやられて、判断のしようがない。しかも、これはもう結論が出てしまっているのだから。だから、外交、防衛等の国政の問題については、市町村の行政がどのくらい権限があるのかな、権限に属していないのではないかなというふうに考えるわけであります。私どもにとっては少し荷が重過ぎるということを申し上げて、私はこの請願には反対であります。

(質問じゃないの声あり)

(岡田) 質問と両方です。質問と結論の両方です。結論もう一回言え というのならまた言います。

(何事か声あり)

(菅野) 地方議会がやることないと言いますけれども、国民が政治の 主人公ですから、憲法に決められているわけですから、国に意見書を 上げることが国民の声を反映したことになるわけです。既にできて直 後に190議会が決議を上げているのですよね。集団的自衛権が行使にな ってすぐもう190議会が全国から自衛権行使はだめだよと市民の皆さ んが本当に願っているわけです。かえりみて、こういう運動があるの をご存じでしょうか。憲法9条を持つ日本国民がノーベル平和賞にノ ミネートされたのをご存じですか。一主婦がノルウェーのノーベル賞 委員会に憲法9条を持つ日本国民をノーベル平和賞の対象にしてくだ さいという通知を送ったわけです。そうすると、例えば大学教授とか 四十数人か、推薦文がないとノミネートされないのだそうです。それ が す ぐ 推 薦 文 が 行 っ て ノ ミ ネ ー ト さ れ て 、10月10日 に 来 年 の ノ ー ベ ル 平 和 賞 の 選 定 委 員 会 が さ れ て 推 薦 さ れ て い る の で 、世 界 で 100万 の 署 名 を集めようということで、今26万集まってノーベル平和行っていると いうことなのです。これが7、8月のほんのちょこっとの間にもう始 まったことなのです。8月いっぱいに集めろと言われて、私も暑い中 しこしこ歩いて、本当に暑い中歩いて、でも鴻巣で2,500人以上だか集 まったのです。私、320名とかやってくれたのです。ちょっと言わせて もらうとあれですけれども、赤見台の近隣公園守ってよという署名、 あ、これわからないなんて言ってしないのに……

(委員長) 菅野議員、済みません。

(菅野)ですから、ここに国民の平和への願いが込められていませんか。幼稚園に子ども行っている人なんかは、上にも、菅野さん、紙頂戴と、もっと、5名しか書けないから、頂戴と言っていっぱい集めてくれましたけれども、国民の声を政治に反映するというのはこういうことだと思います。これがもし来年のノーベル平和賞になったら、私たちみんなノーベル賞受賞者になるのです。国民なのだから。誰というのではないのですから。一生に1回ノーベル平和賞もらいたいですよね。もらいたくないですか。そういうのが民意を反映する政治だと

いうことを私本当に実感しました。以上です。

(川崎)では、従来の政府見解ということで、1972年の見解のことを おっしゃっているのだと思いますけれども、結局この中で個別的自衛 権の行使は許されるというふうにしたものだと思いますが、このこと については請願人が了としているのか、また同じ考えで紹介議員もい らっしゃるのかお聞きいたします。

(菅野) これは憲法のすき間があるなどということで言ったものですので、私はこれを安易に認めるものではありませんけれども、少なくとも野中広務さんがそれを言っているわけです。おかしいだろうと。では、百歩譲って今政府の言っていることは個別的自衛権でできるではないかということを言っているのです、野中広務さんがね。ですから、このことに関して紹介をさせていただいたわけで。野中広務さんというのは、小渕内閣のとき官房長官だった方ですよね。彼は、この同じ中で言っているのです。自公の連立の産みの親として、公明党につきましても、要するに公明以外との連立では自民はもう選挙に勝てないのだから、今でも遅くないから、公明党がブレーキ役になって…

(委員長) 菅野委員、済みません。今の川崎副委員長の話は、了解しているか、イエスかノーかの回答ですので、別に説明は結構です。

(菅野) それは、集団的自衛権よりも個別的自衛権で対応できる範囲 のことを言っているのだよという野中氏の言い分を私は認めていると いうことです。野中広務さんの。

(委員長) はい、わかりました。

次に。

(川崎)では、その1972年見解の一番最後の部分、要するに他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないと言わざるを得ない、この部分について多くの皆さんからさまざまな論議があったというふうに私は認識をしております。言ってみたらば、フルスペックの集団的自衛権の行使は許されな

いというふうにしたものであり、先ほど菅野議員が、私後で紹介しようかと思ったのですけれども、明白な新3要件について全部述べていただきました。その新3要件の歯どめにより、フルスペックの集団的自衛権の行使ではなく極めて限定的な集団的自衛権の行使、言ってみれば個別的自衛権の範囲と言っても差し支えないというようなものにこの閣議決定はできているという、このような憲法学者の評価も多々あるわけでございますけれども、それについては認識していらっしゃるのかどうか、そこの部分だけお聞きいたします。

(菅野) そもそも憲法9条言いましたけれども、もともと戦力を保持 しない国、そして交戦権のない国が他国に攻められることはないので すよ。なぜ攻められるかというと、アメリカの手下の同盟国として違 憲の軍隊、自衛隊を押しつけられ、次から次に、昨年はあなたらも賛 成したでしょう、秘密保護法の制定をし、国家案保障会議で戦争のや り方をやり、何が秘密かわからないでもう論議始まっているではない ですか。それで集団的自衛権と。多くはアメリカの戦略の中でやって いることであって、日本の憲法の範囲でいえばこの日本が侵略される 筋合いはないわけです。これが戦後憲法ができて六十数年間戦争をし てこなかったということですから、戦争になったときどうするのだと いう、これは憲法9条のもとではこの論議は相入れません。なぜなら 国際連合は痛苦の反省から、いわゆる紛争は外交と話し合いですると いうのを条件に出ているわけです。ですから、193カ国の国連加盟国の う ち 150カ 国 は も う 戦 争 し な い で 何 で も 解 決 し て い こ う と 言 っ て い る のです。EU諸国では戦争なんかしないとちゃんと言っているではな いですか、どんなに経済的に困難でも。それを世界に広げればいいの であって、日本が一番気前のいい国で、来年は軍事費が5兆円超えま したよね。5 兆 545億円。そういう政治が年寄りを医者行くのを追い出 し、子どもたちの命をもうけの対象にして企業がどんどん入っていく とか、そういう政治とも一直線でつながっていると思う。これこそも う 地 方 自 治 体 の 問 題 で あ る と 思 い ま す 。 憲 法 9 条 に 立 っ て の 論 議 で す ので。

以上です。

(織田) 先ほどから紹介議員の説明を聞かせていただきました。紹介議員のお話は、この集団的自衛権行使が即戦争につながるという拡大解釈でありまして、その時点からもって私とはちょっと意見が違っております。それで、そういった上に立ってお聞きしたいのですけれども、まずこの請願の中からちょっと聞いていきたいことが1つあります。国民多数の声に背いたとありますが、何人ぐらいの国民を想定してこの請願がつくられているのかまず教えてください。

(委員長) 菅野紹介議員、簡潔にお答えお願いします。

(菅野) 拡大解釈って何のこと言っているかわかりません。

(何事か声あり)

(菅野) 反対のアンケート結果が言われています。2012年に全国紙が行った世論調査結果。これはまだここまで来ない前に、それでも読売新聞は3月、憲法9条を改正したほうがよいというのが39%で、改正しないほうがよいというのが52%。朝日新聞は5月にやったのです。それは、改正したほうがよいが30%、改正しないほうがいいは55%。毎日新聞は、改正したほうがよいが36%、改正しない場合は……

(織田) 法改正の人数について聞いたのではなくて、この集団的自衛権行使容認を反対している国民の多数の声と、その多数の声ってどれぐらいなのですかと聞いているので。憲法は改正しないのですよ。平和憲法第9条は守られるのです。守られているのですよ。その守られている上でのこの行使ですから、憲法改定の人数を聞いているわけではないので、どれぐらいの多くの方、例えば今の自民党の内閣支持率は53.2%です。そうすると、そのほかの46.8%の人が反対しているのかということを聞きたいわけです。国民多数の声に背いてということは一体どういうことなのかを聞きたいわけです。

(菅野)何人かというのは、そういう具体的な数字はありません。しかし、この国民の世論調査にも見られるように、12年の段階でこういうので、今はもっとアンケートでふえているわけです、戦争反対の声が。ちまたに出てごらんなさい。集団的自衛権が今の憲法9条と何に

も相反しないなんて言ったらあきれ返りますよ。集団的自衛権ってそ もそも国連の中で定義ははっきりされていないというけれども、でも 紛争が起こったとき、いわゆる例えばこの国とこの国とこの3カ国が やるとして、1国だけでこうするのではなくて、助けてくれと、そう いうことで組んでやっていくということですから。日本の場合はアメ リカですよね。アメリカの戦争に入ってこいというわけです。では、 イラク戦争のとき軍隊を出せと、英語で何かと言われていたではない ですか、何だかと。それで、イラクに出したではないですか。憲法9 条 が あ る か ら 、 戦 闘 地 域 に 戦 闘 行 為 で は 出 せ な い と 。 行 っ て は い け な いというのだから。それで、サマワの水の供給と出したではないです か。今度ペルシャ湾のときは空中で燃料を給油する、そういうのに出 したではないですか。そういうのも大きい意味でいえば集団的自衛権 の行使になるのではないかと。それで、イラクの場合などは明らかに イラクに自衛隊を派兵したわけですから、これが名古屋、愛知地裁で 憲 法 違 反 だ と 言 わ れ て い る 結 果 が 出 た の で す よ ね 。 は っ き り 憲 法 違 反 であると、そういうことが出ました。

(委員長) 菅野議員。

(何事か声あり)

(菅野) こういうことを言っているのです、集団的自衛権が。

(委員長) まだ質問があるので、以上で結構ですと。

(織田) 数字がわからないならそれで結構です。

もう一つです。先ほど紹介議員の菅野さんがコスタリカの例を出しま したよね。戦争をしない国は絶対他国から戦争を受けないとおっしゃ っていました。

(武器がなくてもの声あり)

(織田)武器はなくてもね。それであれば、今北朝鮮が日本の大部分に向けてノドンミサイルを射程距離に置いているのです。菅野さんがおっしゃるように、日本は憲法第9条で守られている。武力を持たない、戦争をしない、そしてこの集団的自衛権も9条を守った形で日本国民の平和と生活を守るということが今提案されているのです。それ

であるにもかかわらず、北朝鮮からノドンミサイルの危機に私たち今さらされているのです。そのことについてはどのように考えますか。コスタリカは、確かに危機にさらされていないかもしれない。でも、全く同じ条件の日本が今北朝鮮のノドンミサイルの射程距離に入っていて、日本海にも何発か落ちていますよね。これが日本列島に落ちないとも限らないのです。そういう脅威に今さらされていることを紹介議員はどのようにお考えでしょうか。

(菅野)何か北朝鮮が日本に何だかをぶっ放すから、集団的自衛権で 戦争に備えると自民党も言っていないと思うのですけれどもね。 らにしても、戦争で解決することはありません。憲法9条があるして すから、話し合いで決めることです。中国にしても韓国にしてということです。 中国だって周恩来と野中さんの間でですか、もう尖閣問題は棚上上の ようと、それでやっていこうというの、野田政権が買うといとに事が らおかしくなったわけでね。でもやはりちゃんと面国と があるたからでも、それでもやはりちゃんとの らおかしくなったわけでね。でもやはりちゃんとのは がなっていく。でも、今自民党の支持率が上がったのはをして会議 しても、常僚がふえたからだなんて書いてありますけれどもの でも、閣僚がふえたからだなんでもそのうちの高市早苗さんといって たっけ、あの人なんか鍵十字を持っている人と写真撮ったといて インターネットで世界に流れて批判浴びていますけれども

(ヒトラーだよの声あり)

(菅野) ヒトラーのね。ドイツは、いまだヒトラーのそれを、そんなことをするだけで罪になるというぐらい大変侵略戦争に対して厳しい姿勢を続けているのです。88歳になる元ナチス親衛隊の男性が住民虐殺に起訴されたといって、つい先日も起訴されているのです。88歳ということは、そのとき19歳だったわけですよね。その人が戦後69年たって、88歳の人がナチスドイツだったということで起訴されていると見られるように、ヴァイツゼッカー大統領が「過去に目を閉ざす者は未来に対しても盲目になる」と言われていますけれども、きっちりと

日本が過去と真剣に向き合って負の歴史をちゃんと変えていくという、そういうことをやれば、世界を凌駕する政治などといって世界中飛び回っている首相が何で、韓国や北朝鮮にしてもそんなにおかしいのならちゃんと話をすればいいわけです。それと、中国と話をするのが先ではないかと私は思います。軍需産業の代弁者を連れてトップセールスだなどと言って、三菱重工の社長なんか大喜びで、今度は企業研究を再開すると言っているではないですか。ますます国民の政治がいわゆる戦時中の政治へ逆戻りするのではないかと多くの方が危惧していると思います。そうした声が徴兵制度になるのではないのといって、署名用紙いっぱい頂戴につながっているのですよね。現実に中高生の子どものいる親と話してごらんなさい。あなたの支持者いっぱいいるのだから。トップ当選なのだから。いますよ。

(それは関係ないの声あり)

(菅野)関係あるよ。聞く人の声が違うだけ……

(委員長) 菅野紹介議員。

(何事か声あり)

(委員長) 違うでしょう。

(織田) 私が武力を持たない国なのに攻撃されたら今の日本の現状を どう思うかと、端的に言えばこういう質問をしたのです。紹介議員は 話し合いすればいいと。結局は、今いろんなことおっしゃいましたけ れども、その私の答えに適応するのが話し合いをすればいいというこ となのかなと、そう思ったのですよね。では、話し合いをすれば北朝 鮮がミサイルの射程距離を日本に向けなくなると思いますか。

(菅野) そんなこと金正日ではないからわかりませんけれども、でも今北朝鮮と拉致被害者について話し合おうといってかたいドアがあいているではないですか。あれ何であいているのですか。本当にもうあの拉致被害者の方の大変な苦しみもありますけれども、政府も一生懸命取り組んで、特使を出してやっているではないですか。アントニオ猪木なんかプロレスやりに行っているではないですか。だから、いろんな民間外交だってあるわけです。だから、話し合いが絶対できない

ということはないと思う。拉致被害者、そういうこともやれる国になっているわけだから。第一日本に何かなんか飛んでこないではないですか、まだ。飛ばせるわけないですよ、日本に。

(織田) そうですよね。まだ飛んでくるかどうかわからない。だから、この集団的自衛権も戦争する国になるかどうかわからない。そういうふうに拡大解釈してもらったら困る。だって、何のための憲法9条ですか。この憲法9条がある限りそういうことはならないはずです。では、最後に聞きます。紹介議員の菅野議員のうちに例えば泥棒が入って家の家財を壊したり、お金を取っているのを目の当たりにしたとします。そのときに何にもしない、ただ指をくわえて見ているのですか。恐らく警察に電話したり、隣のうちに助けを求めに行ったり、大声を上げたりするではないですか。それが集団的自衛権なのですよ。

(それは違うよの声あり)

(織田)簡単に言えばそういうことですよ。

(委員長、後ろを静かにさせてください

の声あり)

(織田) ちょっと傍聴の人。

(委員長) 傍聴は静かにしてください。

(何事か声あり)

(織田)余りにも拡大解釈しているから、簡単に言えばこういうことでしょうと言っているわけです。簡単に言えばこういうことでしょうと言っているわけですよ。本当にもう小学生とか幼稚園生にわからせるために、簡単に言えばこういうことでしょうと。要するに根本的にもう考え方が違うのです。戦争ができる国になるはずはないのです。どうして徴兵制なのですか。そういうことを、そういう拡大解釈を皆さんがメディアとかいろんなところでお話しするから、よく中身がわからない小さいお子さんとかを持っているお母さんたちは……

(よくわからないのはあなたじゃないの

の声あり)

(委員長) 傍聴は静かにしてください。退席命じますよ。

(織田) 退席してください。

(何事か声あり)

(織田) いや、だから……

(何事か声あり)

(委員長) 先ほどの傍聴者は外へ出てください。

織田委員は、何かほかにありますか。

(織田)では、最後に。

とにかく簡単に言えばそういうことではないですかと言いたかっただけで、要するにもともと解釈から違うのですよね。戦争できる国になったり、徴兵制になったりということがこの憲法9条がある限りならないというふうに私は思っているのです。ただ、なるということをずっと延々と冒頭で説明なさいましたので。紹介議員が言いたいことはわかります。だけれども、それがならないということ、要するに憲法9条を変えない限りは日本は戦争をすることはできないのだということがなぜわかっていただけないかということが大変残念だと思いました。

以上で終わります。

(何事か声あり)

(委員長) 今のは質問ではないです。

(矢部)この武力行使を許さないという、それで政府の見解は180度転回という、そこを言われるのだけれども、この180度転回というのはどのようなあれを言っているのかちょっと。私は、国民と命と平和、暮らしを守る必要最低限の自衛権と措置をとるという政府の憲法解釈は基本的には変えないので、180度転回とは言えないのではないのかなと私は思うのですけれども、この180度転回というのをちょっと聞かせていただければなと思います。

(菅野) 自民党政権は、50年間にわたって、半世紀にわたって集団的 自衛権はできないということを言っているのですよね。ここにちょっ と写真入りで、4,000円も出して勉強してきた集会録があるのですけれ ども、岸首相がここに載っています。海外派兵ができるかどうか、こ れはできない。それから、これ中曽根氏です。日本を浮沈空母にする と 言 っ た 彼 で さ え 、 我 が 国 の 防 衛 は 憲 法 の 範 囲 内 で 自 衛 の た め に 最 小 必要限度で行っており、集団的自衛権に参加するのは憲法が許さない。 それから、田中内閣のときは、答弁資料から、他国への武力攻撃を阻 止する集団的自衛権の行使、憲法上許されない。それから、これは鈴 木善幸首相、日本には平和憲法があって、個別的自衛権であって集団 的自衛権ではない。小泉首相、集団的自衛権については、政府は従来 から憲法上許されないと考えているという、これが政府見解の半世紀 にわたる声なのです。安倍政権は、それを反対に解釈したということ です。小泉首相のもっと詳しいのは、2004年の参議院本会議で彼はも っとはっきり言っているのです。小泉首相でさえ集団的自衛権と憲法 の 関係について、解釈変更の手段が便宜的、意図的に用いられるなら ば、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼 が損なわれることが懸念される。憲法について見解が対立する問題が あれば、便宜的な解釈の変更によるものではなく、正面から憲法改正 を議論することにより解決を図ろうとするのが筋だと表明している。 国会にもかけずに公明党との協議で決まったから、多数決だから、も ういいのだという、それは憲法9条の理念とも違いますし、歴代政権 ができないと言っているわけですよね。だから、解釈改憲だと言って いるわけです。

(矢部) それと、その他のほうで、立憲主義を根底から否定するものでありますがと。集団自衛的のこれは前にも、昭和時代にも多分そういう問題が出たと思うのですけれども、そのときの何年ごろだかわかります。

(菅野)昭和……集団的自衛権を行使して何かをやろうとしたわけ。 (何事か声あり)

(菅野) ちょっとすぐは出ないな、何か。山のように勉強したのです けれども。

(矢部) それ昭和47年です。それで、一回可決されたのだけれども、 それは内閣決定を伴うものではなかったという、そういうあれがござ いましたので。

(何事か声あり)

(矢部) いいです。いいです、もう。

(委員長) よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(岡田) 今までの古い歴史を見ますと、条約があるからとか憲法があるからとかといって戦争は防げない。日本とソ連で平和条約があっても戦争になった。それでは、日本は憲法があるから、戦争しないのか。これは、日本からはしないかもしれないけれども、相手から攻めてくるかもしれない。かもしれないになってしまいますが、そういうふうなことが現実ではないかというふうに私は思っている。いつどこで何が起きるかわかりませんので、お互いに信頼関係を持ちながらうまくやっていくのが一番いい方法であろうかというふうに思って、この集団的自衛権の問題についても、一応閣議決定はされたけれども、このまま議論が終わるとは思えませんので、慎重な審議をお願いして、今の段階では私は反対であります。

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(中野) 私は、この集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意 見書提出の請願について、賛成という立場で討論をいたします。

ご存じのように、日本国憲法は何といっても主権在民、基本的人権尊重、それで何よりも平和主義、これが現憲法の基本的なものであります。特に今回閣議決定を撤回求めるという理由は幾つかあるので。1つは、まず憲法98条1項は立憲主義、日本国のこの憲法は最高法規だということを98条の1項でうたっております。加えて、憲法99条には、内閣総理大臣だろうが国務大臣であろうが、国会議員であろうが、この憲法を守らなければならないということを99条で明記されています。こういったことに加えて、ご存じのように憲法9条は一切の戦争

の放棄、それから戦力の不保持、3番目が交戦力の否認、これが憲法 9条できちっとうたわれているわけです。こういうものから、さっき 織田委員が言ったように直ちに戦争になるとは思えませんが、やはり こうした憲法の9条、そして98条の1項、99条、これからして私は憲 法違反だと思っております。私はもともと護憲派ですから、憲法を守 るという立場にいますけれども、変えるならやはりこれを憲法にのっ とって、憲法96条、衆参両院総員の3分の2以上の発議をもって国民 投票にかける、このことによって変えるのであれば、これは私が幾ら 護憲でも、国民が決めたことですから、それに私は日本人である以上 従わざるを得ない。しかし、今回は閣議決定です。そこに問題が、憲 法違反があるということです。先ほど副委員長から言いましたように、 新 3 要 件 が あ り ま し た 。 確 か に そ れ は 新 3 要 件 あ り ま す 。 そ れ は 、 言 葉言いかえるなら、一部ならばいいだろうということだと思っている のです。一部なら。それが解釈上100分の10なのか、100分の20なのか、 これすら決まっていないのです、量的なものが。したがって、今は直 ちに戦争になるとは思えません。しかし、これ政権だってかわるので す。政権がかわったときに、今言ったように解釈改憲することによっ て今日決めた以上のことを拡大解釈していくということだって解釈改 憲ができるのだったらそのことが可能になるのです。

以上の点から、私は今回のこの意見提出についての請願については賛成をしていきたいということを申し上げておきたいと思います。 以上です。

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(川﨑)議請第2号に反対の立場から討論いたします。

そもそも閣議決定とは時の内閣の施政方針を決定するものであり、閣議は日常的に行われています。7月1日の閣議決定も、あくまでも国会で審議をするものです。現に7月14日は衆院予算委員会、15日には参院予算委員会で外交安全保障政策に関する集中審議を行い、この閣議決定の内容について論議が行われ、国会中継でも放映されました。閣議決定前文は、大きく分けると冒頭の基本方針、その後は大項目で

4 点に分かれています。冒頭の部分については、安倍首相は7月15日 の参院予算委員会において、「閣議決定の目的はただ一つ。国民の命 と平和な暮らしを守り抜くこと。我が国の平和国家としての歩みはこ れからも変わらないし、変えてはならない。引き続き専守防衛に徹し、 軍事大国にはならず、非核三原則を堅持する」と強調しています。 次 に 、 1 、 武 力 攻 撃 に 至 ら な い 侵 害 へ の 対 処 で は 、 個 別 的 自 衛 権 の グ レーゾーン事態への対処について、2、国際社会の平和と安定への一 層の貢献では、いわゆる後方支援のあり方について、3、憲法第9条 のもとで許容される自衛への措置では、1972年の政府憲法解釈の基本 を継承し、憲法9条のもとにおいて自衛のための措置として認められ る武力の行使の新3要件が明記されました。新3要件とは、我が国に 対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にあ る他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かさ れ、国民の命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危 険がある場合、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るた めにほかに適当な手段がないとき必要最小限度の実力を行使する、の 3つの要件です。最後4番では、今後の国内法整備の進め方について 明記しています。実際に自衛隊が活動を実施できるようにするために は、根拠となる国内法が必要になる。政府として国民の命と平和な暮 らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とす る法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備がで き次第国会に提出し、国会におけるご審議をいただくこととする、以 上、で前文は結ばれています。この最後の文章から見ても、閣議決定 は強行する筋合いのものではないということがわかります。閣議決定 前文のどこにも海外で戦争をする国になるなどと書いていません。閣 議 決 定 撤 回 を 求 め る と い う 割 に は 、 そ の 前 文 の ど こ に 反 対 な の か 、 具 体的な文章一つ出ておりません。1の個別的自衛権や2の後方支援も 反対なのか、3のみ反対なのか、それすら明言されておりません。 したがって、本請願には反対いたします。

(委員長) いいのですか。

(織田) 「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める 意 見 書 」 提 出 に つ い て の 請 願 に 反 対 の 立 場 か ら 討 論 い た し ま す 。 国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務です。 我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しております。例 えば大量核兵器や弾道ミサイル等の軍事技術が高度化、拡散し、北朝 鮮は日本の大部分をノドンミサイルの射程に入れております。我が国 の安全を確保していくためには、日米間の安全保障、防衛協力を強化 するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、そ の上であらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うこ とが必要であります。また、憲法9条を変えることはありませんし、 憲 法 第 18条 で は 何 人 も そ の 意 に 反 す る 苦 役 に 服 さ せ る こ と が な い と 定 められていることから、徴兵制は憲法上認められません。今回の閣議 決定は、このような問題意識で自民、公明の連立与党で協議を重ねた 結果に基づき、政府として新しい安全保障制の整備のための基本方針 を示したものであります。今後は、この方針のもと法案作成を行い、 国会に十分な審議を図るというものでありますので、本請願には反対

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

これをもって討論を終結させていただきます。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第2号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回することを求める意見書」提出についての請願について採択することに賛成の委員会の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

いたします。

よって、議請第2号は不採択とすることに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時30分)

(開議 午後2時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で付託された案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調整につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午後2時32分)